

國政研究會

銀行國營火火三関スル世界趨勢二

昭和九年四

中 2

銀行國營に關する世界の趨勢

二

第二編 アメリカ

第十一章 — 第十五章

國政研究會

6658

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
 前橋市日吉町一丁目14-8
 電話 (0272) 3008番

第十一章 通貨政策の論争

- 一 通貨政策の再検討 三四一
- 二 財務長官等健全通貨派の辞職 三四二
- 三 財務長官最高顧問スプレーグ教授
の辞職理由發表 三四三
- 四 財務長官の異動と金政策不變の聲明 三四七
- 五 農務系統に属する當局者のインフレ論 三四八
 - (イ) ウォーレス 三四八
 - (ロ) モルゲンソウ 三四九
- 六 財務長官ウツデインの辞職を動機として
行はれたる通貨政策の論議 三五一
 - (イ) 贊成論 三五二

- (A) 米國下院の非公式投票 二五二
- (B) 米國通貨政策協議會の決議 二五二
- (C) 下院議長レーニーの支持聲明 二五五
- (D) 農民組合の決議 二五六
- (四) 反對論 二五七
- (A) 米國労働總聯合の反對聲明 二五七
- (B) 米國商業會談所聯合會の決議 二五八
- (C) 共和黨のリード及びハトフィルドの
反對聲明 二五九
- (D) 聯邦準備局諮問委員會の決議 二六〇
- (E) 貨幣政策に關する經濟國民委員會
ニューヨーク州における非難 二六一
- (F) 二六三

- (G) 經濟學者の警告 二六四
- (H) 米國外交政策協會會長の非難講演 二六五
- (I) 前財務次官アチエソンの攻撃 二六六
- 民主黨の領袖タリスミスの金本位復歸論
を中心として行けられたる通貨政策の論争 二六七
- (イ) スミスの金本位復歸論 二六八
- (ロ) ニューヨークの國民委員會のスミスに
對する反駁 二七〇
- い 下院議長レーニーのスミスに對する反駁 二七二
- 共和黨のボラーのスミスに對する反駁 二七三
- (木) ボラーの反駁に對する銀行家ウォアバード
の應酬 二七四

ウオアバードの應酬に對するボラーの反駁……………二七五

六 頭腦トラスト前總帥モレーの批評……………二七九

第十二章 ルーズベルト大統領の通貨政策續行……………二八一

一 米・英・佛為替協定の噂と政府の否定……………二八三

二 為替安定説に對するインフレ論者の憤慨……………二八四

三 トーマスの金國有と平價五割切下案提議……………二八五

四 弗價安定に關する國民委員會之長の警告……………二八九

五 ルーズベルト大統領の通貨政策續行の聲明……………二九〇

六 ルーズベルト大統領の通貨政策……………二九一

に關する重要會議……………二九一

七 金買上値役引上げと財務長官代理……………二九一

の聲明……………二九四

第十三章 金の國有と平價切下の準備工作……………二九七

一 ルーズベルト大統領の通貨政策の……………二九七

具体案要綱……………二九九

二 國有の金と財務省に引渡命令……………三〇二

三 ルーズベルト大統領の新議會における……………三〇五

一般教書中に述べられたる通貨政策……………三〇五

四 金の國有及び平價切下に對する聯邦……………三〇七

準備局の言明……………三〇七

五 平價切下に備へ金を強制收用する……………三〇八

大統領の権限擴張に關する大統領の聲明……………三〇八

六	ルーズベルト大統領の豫算教書	三二一
七	赤字公債百億弗と平價切下の関係	三二七
八	聯銀を廢し政府直轄の中央銀行設立の提唱	三二九
九	弗貨の平價切下に関するホワイト・ハウスに於ける重要會議	三三一
一〇	弗貨平價切下に関するルーズベルト大統領の特別教書	三三二
一一	弗價改訂に関する金準備法案上院委員會呈示と其の公表	三三六
一二	弗貨平價切下に関するルーズベルト大統領の說明	三三〇
一三	特別教書に基き發せらるる諸命令	三三五

一四	復興金融會社の金買入中止と金買入高	三四八
一五	聯銀の保有金回収	三四〇
一六	財務長官モルゲンソウの為替安定資金及び赤字補填公債に関する言明	三四一
一七	金買入値段大幅引上	三四三
一八	弗貨の平價切下による国庫の利益	三四四
一九	弗貨の平價切下に對するスプレグ教授の反對意見	三四六
二〇	弗貨の平價切下に對する議員の賛否	三四七
二一	金國有に對する聯邦準備局總裁ブラックの反對意見	三四九
二二	金國有と流通貨幣の関係	三五〇

三三 英佛の態度

三五二

第十四章 弗貨の平價切下

三五三

一 上院銀行通貨委員會における聽問會

の證言

三五五

二 上院の修正

三五八

三 下院鑄貨委員會の報告

三六〇

四 財務省證券發行限度擴張案

三六三

五 弗貨の平價切下げに関する金準備法の

兩院の通貨と大統領の署名

三六六

六 弗貨の平價切下げに関する大統領公布

三七〇

七 弗貨の平價切下げ実施に伴ふ大統領の聲明

三七一

八 金收用令公布

三七三

九 財務省の金賣買に関する財務長官

の聲明

三七四

一〇 金買上げに関する布告

三七五

一一 為替安定基金の設定と其の運用

三七六

一二 新法に基く準銀の権限

三七七

一三 一九三四年型の金塊本位制確立に関する

財務長官の言明

三七九

一四 復興金融會社の金引渡

三八〇

一五 弗貨の平價切下げによる益金

三八一

第十五章 弗貨の平價切下の影響

三八五

一 米國へ金の流入と第二次平價切下説

三八七

二 ニューヨーク準銀の公定割引歩合引下げ

三八九

三	フランス銀行の公定割引歩合引上げ	三九二
四	其他の諸國の窮狀	三九六
五	外國為替相場	三九六
	(イ) 對日為替相場	三九七
	(ロ) 對英為替相場	四〇〇
	(ハ) 對日對英為替相場と金買上値段	四〇二
六	英米佛為替安定交渉説	四〇八
七	國際通貨政策委員會の決議	四〇九
八	經濟調査使の海外派遣	四一四
九	株 價	四一五
一〇	投機取締	四三二
	(イ) 大統領の教書	四三四

(ロ)	法案の提出	四三五
(ハ)	ニューヨーク株式取引所長の代案提出	四三三
(ニ)	商品取引所取締	四三三
二	物 價	四三四
三	生活費	四三七
三	國民所得	四四二
四	廠 債	四四七

第十一章 通貨政策の論争

通貨政策の
再検討

かゝる状態の内、ルースベルト大統領は金買
入政策を強行しつゝある、そこで、此の儘ゆ
けば「弗平價切下」にまでゆかねばならぬ、此の上金買
入政策を継続するや否やに關し米政府内部に議論が対立
した、そこでルースベルト大統領は通貨政策再検討のた
め、農救法インフレ條項の起草者エルマー・トーマス並
にインフレ論者の錚々たるエリソン、スミス氏の両民主
黨上院議員、銀問題の耆宿にして上院外交委員長たる
ピットマン氏、同銀復位論者の急先鋒パートマン、ホイラ
ー氏其他ウイリアム・ボラー、パット、ハリソングンカン、フレ
ッヂマン氏等農村送炭議員の巨頭或はインフレ論の鼓吹

者等を招待し通貨政策改善に對する抱負を固はすべく十一月十七日（一九三三年）協議會を開くべく十一月十日招待状を發した。（會議の模様は後段に述ぶ）

二

財務長官等健全通貨派の辭職

翌十二日にはルースベルト大統領の財政顧問全部をホワイトハウスに招致して長時間に亘り通貨政策につき検討する所があつた。其の際インフレ・ミニヨン政策に關しルースベルト大統領がウッド・イン財務長官の意見を求めたときウッド・インは獨逸政府がマルク慘落時代に發行した五百万マルク紙幣を持出して反對を表明したといはれる。此の健全通貨派と称せられる、ウッド・イン財務長官の賜暇休養は長期的に許可せ

られた。此のウッド・イン財務長官は五月二十八日例のモルガン商會脱税事件に關聯し進退を云々せられたが其の進退は大統領に一任せられたのであつたが、結局辭職と同一の状態となつた（一九三四年一月一日正式に辭職聽許せられた）
財務次官ア・エ・ソン氏も亦長官と共に其の職を去り（十一月十五日）次で財務長官最高顧問スプレীগ教授も亦其のあとを逐ふて其の職を辭した（一九三三年十一月二十一日）

三

財務長官最高顧問スプレীগ教授の辭職理由發表

此の辭職の原因が金政策に伴ふインフレ・シヨンに反對するのであるが、スプレীগ教授の如きは、ルースベルトに書面を送り辭任を申出た際、辭任理由として、大統領の通貨政策に對する反對を

表明してゐる。

余は二箇の理由により現在行はれてゐる外國市場で金を買入ることによる弗價低減策に反對である、余はこの政策の結局不成功に終るべきことを確信する、と尚ほ右二箇の理由として

第一理由

この弗價低落は健全な物價騰貴をもたらし得ないであらう。

第二理由

この政策のために受ける潜勢的影響は重大であるから政府に対する信用は全く失はれる虞れがある。以上の理由に附け加へて、尚ほ斯うもいつてゐる。貴下は結局尤の二途の中一途を選ぶ他ないことになる

であらう、即ち

現在の政策を全然放棄するか
さもなくば

今後の政府豫算のつじつまを合せるため更に紙幣の印刷発行をするかの他ないであらう、

この後者の場合をとるとすれば、貴下は一時期待の如く物價の騰貴を所期し得るであらう、然し現在すでに顕著に現はれてゐる、弗資本の逃避はますます激しくなるであらうから、貴下は一層の欠乏に苦しむことになるであらう

尚ほスプレীগ氏はかうもいつてゐる

余は結局次の結論に到達した、即ち輿論を喚起し、これを組織的にして對抗する以外に不徹底なるインフレ

一 シヨン政策を防止する手段はないといふことである
 此の老練なるハーバート大學教授で健全な通貨政策の提
 唱者として知られた、スプレーグ氏は一九三〇年以來イ
 ングラント銀行經濟顧問として令名があつた。財政專問
 家である、特にルーズベルト政府に聘せられて大箇月前
 財務省特別顧問の職に付きウツテイン長官と共にルーズ
 ベルト政府の正統派通貨政策論者でルーズベルト大統領
 のインフレーションを目標とする金買上政策其の他の通
 貨政策と意見を異にしてゐることは遍く人の知るところ
 でウツテイン長官の引籠に伴ひ、特別顧問ウオルター、
 カミングス氏、聯邦準備局總裁、ブラツク氏と共に辞職を
 傳へられてゐた人である。スプレーグ氏の辞任は、ルー
 ズベルト政府には全く爆彈の炸裂に等しいものである

四

財務長官の異動と
 金政策不変の聲
 明

ルーズベルト大統領は財務当局の金政策に
 は満足してゐるから、財務長官は代つて
 金政策は不変なる旨聲明した。而して十一月十六日（一九三三
 年）農事金融局長として不況に喘ぐ農村の建直しに専念
 してゐたモルゲンソウ氏を財務次官に轉せしめ、同時に財
 務長官の事務代理を命じた。（翌年一月一日ウツテインの辞職を許
 しモルゲンソウ氏長官となる）而してモルゲンソウ氏の
 後任としては、元コーネル大學農政經濟學教授、現農業融
 資委員ウイリアム・マイアー氏を任命した。

五

農務系統に属する當局者のインフレ論

のウォーレス

元来、農務系統の当局者はインフレ論者である。農務長官ウォーレス氏の如きも、それである。ルースベルト大統領就任後尙もなき三月二十四日に於てウォーレスの農業救済策として金純分を減し以てインフレシヨンを實現せしめんとする意見が発表された。其の大意は左の如くである。

余はインフレーションなる言葉を好まない。然し金融及び通貨の健全なる使用によつて、物價の回復を計るといつたら、よいであらう。インフレーションを健全ならしめるためには、これを統制する必要がある。決して過度にわたらすべきものでない。而してこれをなすは、かつとも誠実な方法は、一オンスの金の價格を二

モルゲンソウ

十弗六セから三十弗に引上げることである。換言すれば、弗の金純分を現在の二十三グレインから十五グレイン或は十六グレインに引下げることである。此の案は諸農業團體の意見である。余もまた、これに同意を表するものである。

従つてモルゲンソウ氏が公然たるインフレーション論者であることは周知の事実で、氏の意見

一、政府の慎重十分なる統制のもとに、インフレーションを行ふべし。

二、その方法として「弗」の金純分引下げが是認される。

三、小景気退却には、通貨流通量を増大することが他

の諸対策の全体より有効である。

四 金一銀十大の比價で銀の貨幣化をなすことは不賛成だが、適當なる制限を設けてその範囲内において銀を金準備の補助として利用することには賛成である。

五 ルーズベルト大統領が現在試みつつある「弗安」物價高政策に付全力の支持を與へる。

と斯くの如く、民口ルーズベルト大統領の金買上策に対し絶対的的支持を與ふべきことを言明した点並に「商品弗」の熱心な主張者で金買上政策の發案者たるギョーギー・エフ・ウオーレン教授とも新交がある点等に鑑み、モルゲンソウ氏の就任を轉機として、ルーズベルト大統領は愈々思ひ切つたインフレーション政策に乗出すものと見る向きが少くない。即ちモルゲンソウの就任は平價五割切下げ

と同様である金價一オンス四十二弗三四セントまでは煽られるであらうと。

六

財務長官ウッディンの
辭職を動機として行
はれたる通貨政策
の論議

從來鳴りをひろめてゐた各方面の健全通貨論者は、財務長官の辭職を動機として一齊に立つて、ルーズベルト大統領の通貨政策の嚴正批判を開始した。従つてルーズベルト大統領の通貨政策を支持するものとの間に一大論戦が行はれ、政界及び財界は時方々ぬ緊張を呈した。今ルーズベルト大統領の通貨政策に対する賛否兩論を尤に掲げやう。

(1) 賛成論

先の賛成論を喚けやう

(A) 米國下院の非公式投票

米國下院に於ては最近非公式に下院議員間の通貨問題に關する意見を投票によつて求めたところ五割八分はインフレ賛成論者、二割一部はインフレ反対、残ル二割一分中立といふ結果を見たといふ (一九三三年十一月十三日)

(B) 米國通貨政策協議会の決議

ルースベル政府の通貨政策今後の動向を決定するものとして重要視されてゐる。通貨政策協議會は十一月十七日ワシントンに開會された。出席者ハ銀論者として知られてゐる。上院外交委員長

キー、ピットマン

インフレーションの急先峰オクラハマ州選出民主黨

上院議員

エルマー、トーマス

南カロライナ州選出民主黨上院議員

エリソン、スミス

を初めとして、インフレーション乃至平價切下げを主張する政界、學界、財界の有力者等が参加してゐるだけに會議に於てはインフレーション論が頗る有力で、特に緑背紙幣乃至銀を見返りとする通貨

の発行が提唱された。席上ピットマン氏はルースベルト大統領が銀價の回復を圖る各種の對案を考慮してゐる旨言明し、トーマス氏は帛價の安定近きを豫言して次の如く述べた

アメリカ政府の金買上政策は景氣回復に多大の貢獻をなしてゐるが、未だ充分でない。刻下の問題は如

何なる種類の新通貨を出すべきかにある。復興金融會社の産金買上値段は過去四日間一オンス三十三弗五十六セントに据置きとなつてゐるが、弗價安定の時期も近いものと見られる。ルーズベルト大統領は弗紙幣購買力を六十セント見当に引下げた弗價は恐らく六十セント見当乃至更らに五十セント見當に安定さるべきだらう。

會議はそれよりインフレーション政策遂行をルーズベルト大統領に要請する旨の決議案を採択した。右決議案の要旨は

- 一、ルーズベルト大統領の通貨政策を支持す、
- 二、金買上政策は一般物價が一九二六年の水準に達するまでこれを繼續すべし

三、物價が一九二六年の程度に達したる後において佛價安定を行ふべし

尚ほ同協議會は、トーマス、スミス、ハリソンの三氏を委員に任命し、通貨発行準備拡張に銀を充当する問題を考究し大統領に建策をなせしめること、なつた。ピットマン氏の語るところによれば、ルーズベルト大統領は銀價回復に對し近く何等かの行動に出るべしと豫測される。

(C) 下院議長レーニの支持聲明

下院議長レーニ氏は十二月二十日(一九三三年)一夜全米に向つてラジオ放送演説を行ひ、ルーズベルト大統領の通貨政策を支持し次の如く述べた。

ルーズベルト大統領の復興諸政策は孰れも機宜に適

つたもので、大統領の新政策により、アメリカ國民
 大衆の生活は改善されるであらう、自分はルーズベ
 ルト大統領の代辯をしてゐるのではないが、ルーズ
 ベルト大統領の意見には飽くまで賛成である、余個
 人としては金の値段が一オンス四十円、三十四セント
 となり、現在の鑄造價格一オンス二十円六七セント
 の倍に達しても敢へて驚くものではない、
 我々は最早金崇拜に捉はれない、金本位は既に過去の
 もので再び復活しない、我々は金ではなく商品の真
 の價值あることを悟り出した。

(D) 農民組合の決議

アイダホ州ボイゼにおいて開會した全米農民組合大會
 は十一月二十四日（一九三三年）の會議において、ルーズベルト大

統領の通貨政策支持の決議案を採択した、決議案の要
 旨は左の如くである。

- 一、是正インフレーション政策により一九二六年の
 物價水準を確立すること
- 二、米國品と競争的地位にある外國農産物の輸入禁止
- 三、公正な利潤の確保を目的とする農業法典の制定

四、反對論

次に反對論を擧げやう

(A) 米國勞働總聯合の反對聲明

これより三ヶ月、ワシントンの米國勞働總聯合はインフレ
 反對の聲明書を發した（一九三三年十一月三日）其の
 大要は左の如くである。

今や長期資本を要する産業は萎縮し消費財貨の値段の騰貴は購買力の増進に先んじてゐる。然かもつとも悪いことは一般に信用がなくなつてゐる事だ。然もかゝる不安の主なる原因は、政府が貨幣政策を確立しゐないことだ。此の際平價切下を行ふが如きは、物價水準につき人為策を施すこと、なり、其の自然的水準を無視すること、なるから。此の際の平價切下には絶対反対だ、政府が戻るべき三箇月間通貨のインフレはやらないこと及び終局において金本位に復帰するといふ聲明を發するならば、財界の不安を除去することが出来る。

(B) 米國商業會議所聯合會の決議

米國商業會議所聯合會は十一月十八日政府の金買上げ

策に對し鋭き批評をなし速に金本位制に復帰すべしとの決議をなした。其の要領は左の如くである。現在の財政方針は各方面に涉り廣汎なる混乱と不安を醸成し来つた故。大統領は能く限り速かに金買上げを中止し、金本位制に復帰すべし、

(C) 共和黨のリード及びハトフィールドの反對聲明

政府の反對黨たる共和黨員にして、スプレーグ教授の主張に共鳴して聲明書を發したのはペンシルバニア州送岌共和黨上院議員リード氏及びウエスト、バージニア州送岌共和黨上院議員ハトフィールド氏である。

リード氏は十一月二十二日

復興金融会社が物價釣上のための金買上政策を放棄しない限り一大危機が到来するであらう

ハト、ズイトールド氏は十一月二十三日

ルースベルト大統領は今や通貨的破滅の大道を辿るものさ、経済的理論家が無遠慮を振舞さへしなかつたならば、アメリカはイギリス同様完全に不景気を脱してゐた筈だ。

と夫々警告する所があつた

(D) 聯邦準備局諮問委員會の決議

アメリカの十二聯邦準備区より選出の有方銀行家よりなる聯邦準備局諮問委員會は十一月二十三日政府の通貨政策反対並に之が善後策を協議した其の決議の要領は

(1) 價值の浮動絶之間なき通貨には反対す

(2) 全經濟機構に悪影響を及ぼすべき通貨上の不安状

態は速かに、これを是正すべし

い先づ國際的協議に依つて、金本位問題に對する安全保障を協定したる上、速かに金本位に基礎を置きたる通貨制に復歸すべし

この決議は諮問委員會が聯邦準備局のために非公式に行つたもので、一般に公表されたものでない、然し此の決議は内外に衝動を捲き起した、米政府は同日、現在の通貨政策は保守的反對論者の存在に何等影響さるゝものでない旨を重ねて明確に言明した。

(E) 貨幣政策に関する經濟國民委員會

十一月二十四日夜、各大學の貨幣學の教授四十四名は、ニューヨークに會合して例のプリンストンのケメラ

教授を名譽會長として「貨幣政策に関する經濟國民委員會」なる常設機關を組織し、今後全米の貨幣學者を叫合して現政府の金政策反對及びインフレーション反對の猛運動を起すことを決議したのは、最も注目された。同委員會は直に大要をの如き意味の豫備的聲明を發した。

一、米國は今や重大なインフレーションに脅かされてゐる。

二、インフレーションは國民にとつて有害である。

三、インフレーションで一番打撃を受けるのは、その賃銀が物價騰貴に伴はないのが常である。勤勞階級であり、其の他保險金受取人、銀行預金者も同様であり、更に病院、学校、慈善團體等も又その

資金を公社債に投資してゐるので、大打撃を蒙る。

四、従来金の本位は決して理想的な制度だとはいはな
いが、然し今まで世界が實驗して見た中では最良
の貨幣制度であり、且つこれこそ國際貨幣制度た
るの望みのある唯一の制度である。

五、成るべく速かに金本位に歸ること及び其のために
各國民と出来るだけ協力することは、大衆の信用
を回復し秩序ある又永続的な景氣回復のために極
めて望ましいことだ。

(F) ニューヨーク州における非難

ルイスベルト大統領多年の政治的地盤たるニューヨ
ーク州からルイスベルト大統領の新經濟政策に反對

の聲が起り注目された。即ち前上院議員モーゼス氏は十一月二十五日シエネクタデー市に於て左の如き施政非難の演説を試みた。

政府は今も尚ほ何等の成算なく、目的物を手探りに探してゐる。相次で公布される制限的法令によつて國民の財産権は危機に瀕してゐる。此の間にあつて國債は政府の誤れる簿記術により一路増大の途をたどり、財政の不安を招きつつある。

(9) 経済学者の警告

コロンビア大学経済学教授三十八名の會合が行はれたが、これにはエドウィン・セリグスン、レオ・ウォルマン等著名の経済学者も加はり左の如き警告を發した

現在行はれつつあるインフレーション的實驗を終熄

せしめ、以て弗償に對する確信を急速に恢復せしめなければアメリカは重大なる財政的危機に逢着するに至るであらう。(一九三三年十一月二十七日)

(10) 米国外交政策協會會長の非難講演

有名な米国外交政策協會の會長レーモンド・レスリー・ビュール氏はルーズベルト大統領の金政策其の他に關し十二月十四日プレステリアン宜教師會議の席上に於て左の如き講演を行つた。

政府の實施してゐる金買上政策は、其の國內における利益が何であれ、他の金本位國の物價を低落せしめ、從つて之等各國の不況回復を阻止しつゝあることは確だ、之が為め米國政府の産業復興運動は、或は國際的計畫經濟か、或は侵略的國家主義經濟か、

済かの何れを選ぶべきかといふ必要に迫られるであ
らう。

前財務次官アチエソンの攻撃

インフレーション政策乃至平價切下政策に対する反対
は熾烈を極め十一月二十七日（一九三三年）に至り政府の
金買上政策は復興金融會社法違反だとの覺書が発表さ
れた。而して此の覺書は最近ルーズベルト大統領の
通貨政策に異論を抱キフツテイン財務長官と同時に辞職
した前財務次官アチエソン氏の発表したものだといは
れる。

右覺書に對し復興金融會社法律顧問スタンリー・リード
氏は法律的地見地から応酬し、金買上政策の合法性を主
張する等大統領の通貨政策を繞る論争は今や白熱卓に

達するに至つた。

七

民主黨の領袖たる
スミスの金本位復
帰論を中心として
行はれたる通貨
政策の論争

次に與黨たる民主黨内において、ルーズベルト
大統領と比肩する有力者として知られ、且ツル
ーズベルト氏と大統領候補を争つた、前ニュー

ヨール州知事アルフレッド・スミス氏はかねてルーズベ
ルト大統領の通貨政策が國內財界の基礎を破壊し其の安
定をおびやかすことを懸念してゐたが、最近政府部内の
健全通貨論者が一掃され、いよ／＼露骨なインフレ実験
に突進せんとする気配が濃厚となつてきたため、これを
阻止する目的の下に十一月二十四日（一九三三年）ニューヨ

ク州商業會議所に宛て、金本位復歸の急務を力説せる
左の如き公用の書簡を發した。

山スミスの金
本位復歸論

民主黨は昔から屢々綠背政府紙幣論者や、印刷
機さへあればよいといふ無準備紙幣發行論者や、
銀自由鑄造論者や、統制通貨論者や、商品弗論者など
と相提携したものであるが、然し常にこれ等の主張に
追隨せねばならぬやうに運命づけられてゐるわけでは
ない。
今やアメリカの通貨は人々の信頼を失ひかけてゐる。
我々は我々の通貨の基礎を絶対に信頼され得るものと
せねばならぬ。それのみが財界の不安を除き確信を取
戻す唯一の途である。

この故に余はこの際政府が、その通貨政策を改め、金
本位に速かに復歸せんことを希望し、上下動搖常なき
弗を去つて、金弗に復し、実験を止めて、經驗に復せ
んことを希望するものである。

若し若干のデフレーションをなすか、また引續いてイ
ンフレーションへ突進するか二者いづれか一を遂げと
命ぜらるゝならば、余は寧ろデフレーションを遂ふで
あらう。

ニューヨーク州商業會議所が金本位復歸の運動を起され
たことに敬意を表しつつ、余は余の見解をこゝに公表
せずには居られないものである。
我々は通貨政策を実施するに當つては無經驗な若い大
学教授連の意見に従ふよりも寧ろ過去において實際に

苦勞して来た人達の指導を受けける方がよい、彼等教授連は財務顧問たりといへども、實際上公式に一國政治の責任をとるものでなく、單に抽象的理論から割出した学説を以て実験を試みやうとしてゐるものであり、且つこれを試みんがためには一億三千萬の米國民を天竺鼠と心得て実験さへ出来れば鼠が若しもうと死なうと平氣である連中である。

余は政府がかゝる空論家を却つて速かに健全通貨主義に覚醒されんことを切望するものである。

○
 ニューヨークの
 國民委員會の
 スミスに対する
 反駁

府

これを動機としてインフレーションに関する論争で全米は鼎の湧くが如き状を呈した、就中、政

府の如き声明を發して、スミス氏を罵倒した。

健全なる通貨組織を再建するには、極めて複雑な事情を十分考慮してかゝらねばならず、之は單純にパロニ

ー商品弗などいふ綽名をつけて一蹴し去られるには入組み過ぎてゐるものである、スミス氏自から健全通貨主義者と称してゐるけれども、どういふものが、健全な通貨であるかについては、何等確言して居らず、其の主張する所は、曩にニューヨーク州商業會議所が發表した、

金本位復歸勧告ステートメントと殆と同じやうに見える、スミス氏は大統領の通貨政策のプログラムの健全さの基礎につき別段深い討究をなすことなしに、此の結論に到達したのである、鼻元思案では完全な改革を

ど出来ぬものではない、アメリカの銀行業が壊滅せんとするのには、彼等が旧式な金本位制に恋々としてゐるからである。此の際十分考へねばならぬことは、單に盲目的に金本位へ復歸を急いで見たところでは、それだけでは問題は解決されるものでないことである。建設的眞の政治家の洞察が必要である。(一九三三年十一月二十五日)

以下院議長レーニースミスに對する反駁

如き反駁の声明を發した。

次にアメリカ下院議長レーニースミス氏はスミス氏のルーズベルト大統領の通貨政策攻撃に對し左の事を發したのには遺憾に堪へない、大統領の方針には金オペレーションにおいて又他の如何なる點においても

いさゝかスミス氏のいふ如き「腐れソーセイヂのやうな」だと唾棄すべきものなどは含まれてゐない、大統領は我々を不況の底から脱出せしむべく努力してゐるのである、我々は政府の存す所を是認しスミス氏の援助など受けずに我々自身の途を往かんとするものである。(一九三三年十一月二十五日)

因に右聲明はレーニースミス議長が政府筋の意を體して發表したものと解され、政府の通貨政策に關する方針を暗示するものとして注目を引いた。

○

共和黨のボラーウスマスに對する反駁

次に野黨領袖でありながら、インフレ支持に傾いてゐる共和黨上院議員ウイリアムボラー氏はスミス氏の通貨政策反對聲明に對したの如き反駁論を

発表した。

スミス氏及び其の一派の通貨政策反対者は去る三月三日全米に経済的倒壊を、もたらした所の金本位制度へ無暗に復歸を焦つてゐるのである。彼等が大統領の現在の政策に比し一層確實、一層建設的なプログラムを彼等自からの手に示すのでない限り、恐らく國民は彼等が如何に勧めても大統領の通貨政策を見捨てることをせぬであらう。(一九三三年三月二十五日)

ボラーの反駁に対する銀行家ウオバークの反駁

の一人たるウオバーク氏で

一、先づイギリスと協力して弗貨の平價改訂を行ひ、こ

右のボラー氏の反駁意見に対して応酬したのはアメリカ銀行界の大立物で大統領の頭脳トラスト

れを基礎として國際的金本位に復歸すべし

二、金本位は須らく現代化されたる金塊本位制に基礎を置くべきであり、金兌換は貿易決済を目的とするものに限るべきである、而してこれと同時に発券準備率の引下げを行はねばならぬ。

と主張してゐる (一九三三年三月七日)

ウオバークの応酬に対するボラーの反駁

右 ウオバーク氏の「現代化された金本位の下に弗の平價を改訂すべし」といふ矣に付ボラー氏はウオバーク氏に書翰を寄せ銀を本位貨に併用することによつて一層廣泛な金屬制を確立すべきであると主張した、其の要領は

一、通貨制度と銀 健全にして效果的な通貨制度は決

して銀を除外すべきではない。余は貴下が正統派的旧来の金本位制度が時代遅れのものであることを卒直に認め、問題は全面的に再検討されるべきであると主張されたことを知って欣快に思ふものである。更に余は此の問題の討議が煽動政治家、不正弗、安直弗、共産主義者、曲者、痴者の排撃等々の罵詈の洪水を浴びることなくして行はれつゝあることを喜ぶものである。然し貴下の案は多く不確定な要素を含むのであることを認めざるを得ない。

二 将来に於ける効果 蓋し貴下の案はイギリス其の他磅貨ブロックの全部と相関聯して企圖せねばならぬものであり且つ長期に亘る試練と過誤の後において始めて実行し得るものだからである。通貨本位の基

として銀の重要なことはインド帝國銀行總裁並にサトヘンリー、デター、テイニング氏も等しく力説してゐるところであるが、世界の通貨制度中に銀を適度に使用すべしとする問題は別とするが数億の人々に三千年以来使用し来り、今後も使用せんことを希望してゐる貨幣を回復してやらないやうな通貨制度は将来において到底健全且つ效果的なものと看做すことは出来ない。

三 磅・連繫に反対 八億の人類よりその交易の唯一の手段を奪つた結果は、産を失ふ者多く、惹いては世界を擧げて窮境に喘ぐの悲惨事を惹起するに至つた。イギリスと協同して金價の改訂を行ふことの可能性

はこれが望ましいか否かは問題外とし、余の見るところによれば、現在においては極めて前途遼遠であり、この事実はかゝる提案を實際的考慮乃至討議の場外に置くものである。

頭腦トラスト
前總帥モレ
ーの批評

次にルースベルト大統領就任当時其の帷幄にあつて頭腦トラストの總帥として有名だつた前國

務次官補モレー氏(ハル國務長官と議合は
ずして其の職を去る)は十一月二十五日、ロ

サンセルスにおいて目下全米に喧しい通貨政策是非の論議につき左の如く此の見解を發表した。

スミス氏の意見も尊敬に値するが、實際の最上の通貨

政策といふものは、純粹の金本位制論者と極端なイン

フレ論者との中間にあるものだと思ふ。ウォール街方

面で大統領の政策を攻撃してゐるのは、今がそんな争

ひをしてゐるやうな、吞氣な時でない事を忘れたもの

第十三章 ルーズベルト大統領の通貨政策續行

で困ったことだ。

米英佛為
替協定の噂と
政府の否定

かくの如く通貨政策問題が論議せらるる内に、
通貨安定に關し幾何の程度に於てすべきやが考
へられるやうになつた。従つて英、米、佛三國間に交渉が進
んでゐるとの噂が立つに至つた。政府當局は強く之を打
消してゐるが、それにも拘はらず近き将来に於て、必らず
通貨の安定化が實現するものと、一般に信じられるやうに
なつた。然らば弗貨平價切下を如何なる處に置くべきか
が問題となつてくる。

これに關し十二月十一日米國聯邦準備銀行と英蘭銀行と
の當局者が弗と磅との比價安定を企て豫備交渉を開始す

べく協議中だとの噂が廣がった、之に關してフイリップス國務次官及財務長官代理モルゲンソツ氏は公式に聯邦準備銀行が外國に對し、為替安定協議につき提案をなしたとの風説は當局の全然閑知せざる所である。と言明した、金買入値段は十二月一日の一オンス三四弗の一を其儘据置いてゐるのである。

二

そこで、金買入値段を一オンス三四弗の一に十日以上も据置いてゐる折柄、為替安定説が傳つたから、インフレ論者は大に憤慨し、平價の一弗に對し五十仙以上に弗價を安定させること

為替安定説に對するインフレ論者の憤慨

には絶対に反対である

若しこれが容れられずんば、来る議會において政府と一大鬪争を開始せんと準備を着々進めてゐる。(一九三三年十二月十五日)

三

ところ、インフレ政策主張者の一人たるオク
トーマスの金國有と平價五割切下案提議
氏が起つた氏は一月三十日フウバー大統領の末期に於て、三十箇年満期の公債を發行して之を見返りとして通貨を増発し、以てアメリカの通貨膨張を實現せしむべしとの案を議會に提出したが其の目的は之によつて物價を引上げんとするにあつた。

次でルーズベルト大統領時代に入り、曩に臨時特別議會を通過した農村救済法中にインフレ條項を挿入させた。此のインフレの頭領は十二月十二日ルーズベルト大統領に對し

金貨證券發行の保證準備、美術工藝又は技術の用に供する以外すべての金を沒收するの權能を財務省に附與する案

を提出した。其の意味は全米に在る金貨、金塊を全部法定價格一オンス二十弗六七の割合で發行した金證券と交換し然る後に金の價格を二倍の四一弗三四に固定せしめる。然るときは全米の金貨、金塊は四十三億二千五百万弗であるから、下度同額の剩餘が生ずる訳となる。これによつて政府が復興計畫の遂行が出来るといふのである。

而して翌十三日左の如き意見書を發表した。

米國聯邦準備銀行、英蘭銀行及び佛蘭西銀行の三者間に弗價を三十四弗一仙基準、即ち三割五分切下げで安定せしむることに意見一致したと聞くが、若し之を事實とすれば、佛價を少くとも五割方切下ぐべしとの主張を有する議會内に平價切下問題を中心にして一大論戰が展開されること、ならう。余は議會においては國家本位の議論の上に立つて、ルーズベルト大統領の通貨政策に滿腔の支持を與へんとするものである。余の意見としては、弗價を先づ五割方切下げで安定させた後に、新平價を基準に、政府證券を回収し、以て政府は五割の利益即ち復興費に約四十三億二千五百万弗の利益を得ることとなり、然も何人にも損失をかけたこと

とならう、しかしルーズベルト大統領の出様如何によつては議會として断然たる態度を表明するであらう。此の意見に対し消息通の觀測する所によれば、トーマス氏のルーズベルト大統領支持の聲明は大統領が通貨問題をトーマス氏等を中心とする、インフレーションニストの満足する如く處置するであらうとの假定の下に行はれてゐるもので、若し大統領が別箇の態度に出づる場合はインフレ派は多少の意見の相違は放棄して大同團結し、通貨膨脹案を無理押しにも通過せしめんとする意気込みであるといふ。

此の案に対しルーズベルト大統領、カミングス法相並に財務當局は研究中である。

非價安定に關する國民委員會又長の警告

四

又國民委員會の委員長ジエームスランド、ジューニア氏は、外國通貨関係で弗の安定は危険であるとして十二月十四日(一九三三年)左の如き警告を發した。

外國通貨との關係において弗を安定せしむることは危険千萬である、弗は金との關係において安定せしむべきで、金の價格を四一弗三四セント程度に引上げるこゝが、大統領が目標としてゐる一九二六年の物價水準に達する為には非必要である。

ルーズベルト大
統領の通貨政策
続行の聲明

五

ルーズベルト大統領は民主黨領袖スミス以下の
猛烈な反對にも拘はらず、飽くまで「商品弗政策」
を續行することに決意し十一月二十九日（一九三三年）ウオー
ムスブリングの別墅において側近者に対して、次の如く言
明した。

余の通貨政策の目標は「商品弗」の實現にある。金統制政
策には一部の反對意見もあるやうだが、余はかゝる批
判には一切拘泥せず、いささかも動かされずに既定方
針を遂行する決心である。尤も政府の日日の通貨政策
は最高國策に属し必ずしも一々公表する限りでない。
従つて此の際政府の日々の處置から簡單に余の通貨政
策につき結論を下してはならぬ。

ルーズベルト大
統領の通貨政策
に関する重要會議

六

然しながら、ルーズベルト大統領も黙つてはる
られず、十二月十三日（一九三三年）病氣引籠中の内務
陸軍海軍の三長官を訪問し、いづれも病室から人を遠ざ
け密談を遂げた。

翌十四日大統領はモルゲンソウ財務長官代理を初めカミ
ングス聯邦預金保險會社會長並にニューヨーク準備銀行
總裁ハリソン氏等と長時間に亘り、通貨政策問題の凝議を
遂げた。

續いて大統領は、財政顧問連及び司法長官等を招いて、通貨
政策に關し慎重審議するところがあつた。其の結果十二

月十四日（一九三三年）ホワイトハウスより大統領秘書官ア
ーリー氏を通して左の意味の公表があつた。

大統領はニューヨーク準備銀行總裁ハリソン氏と金買
上げ政策の継続に關し討議した、最近新聞紙上に弗貨
の安定直前にありとか、近き将来に行はれるとか、或
は時を選ばず突如として発表さるべしとか、臆測をな
すものがあるが、これ等は總へて誤れるものである、
金買上は今後とも継続されるであらう、然し本日の西氏
會合では買上ぐべき金の数量等については、何等論議
されなかつた、金に關する條約乃至協定の類が、英、米、
佛間に締結されたといふ報道は誤れる當て推量よりむ
更に幣害大きいもので人を惑はすこと甚たしい、今日
の會合では我が國が将来金本位に復歸すべきか、どう

かといふ問題さへも議に上らなかつたのである。

而して、一方モルゲンソウ財務長官代理は

復興金融會社の金買上値段を現在の三四弗〇一から更
らに引上げるか又はこれを据置くつもりか

との質問に対しては明答を拒絶した、この金買上値段に
ついては今回財務省秘密探偵部において調査したところ
によると、財務省が毎日発表する國內の金買上値段は毎
日政府において発表せられる時間よりも、ロンドンにお
いて必らず五分乃至八分も早く漏洩してゐる事實が発見
され、非常なセンセーションを起してゐる、その経路は
今のところ発表されてゐないが、これによりロンドン市
場を始め外國の金市場の爲替関係者が従来多大の利益を
擧げてゐたことは當然であり、金買上政策が朝野の向題

となつてゐる際だけに、その成り行きは相當に注目されてゐる。(一九三三年十二月九日)

金買上値段引
上げと財務長
官代理の聲明

七

越えて十八日即ち十二月十七日(一九三三年)の休日明けに於て十二月一日(一九三三年)より据置かれてあつて金買上値段一オンス三四弗の一を五仙上げの三四弗。と発表した。(一九三三年十二月十八日)此の引上げにつき財務長官代理モルゲンソウ氏は左の如き聲明を發表して、反對論者に一矢を酬いた。

政府の金買上げ政策実施により物價は五分半方騰貴してゐる。余は此の結果に満足する。金買上開始以來國

内産金買上高は、
四十六萬九千四百九十一オンスで其の價格は千五百六十八萬二千弗である。

尚ほ海外市場における金買上高は發表されなかつたが、此の買上も過去二週間内に、約三千五百萬弗に増加したものと見られる。

第十三章 金の國有と平價切下の準備工作

ルズベルト大統領
の通貨政策の
具体案要綱

一

十二月二十二日（一九三三年）ニューヨーク、ボストン、
 フィラデルヒアの三聯邦準備銀行總裁が突然ワ
 シントンに召集され、政府當局と長時間協議した。其の
 結果は所謂「絶対秘密」に附せられてあるが各種の報道
 について十二月二十四日（一九三三年）各新聞紙のワシント
 ン特電は今尚推定の範囲を出でないが、これ等を綜合す
 ると、来月始めの議會開會を控へて政府及び聯銀當局が
 従来の通貨政策上取り来た各種の手段を統一し、必要
 なるものは立法化し、更らにある物は一層強化し、永久化
 する準備を進めつゝ、ある模様で、米國の通貨政策は愈々

第三の階段に入ったといはれるに至つた。而してルーズベルト大統領の根本思想は通貨政策の遂行上従来以上に中央集権を希望し、即ち通貨に関する各種の権限を財務省に統一することを希望してゐる。而して其の通貨政策の具体案は要綱次の如きものだと言はれてゐる。

一、公開市場における金買入増加を續行すること。
 二、議會の承認を得て金買上権を復興會社より財務省に移すこと。

三、聯邦準備銀行保有金を財務省に移管するか、然らざれば平價切下をやつた場合、聯邦準備銀行がその保有金の値上りによつて受ける利益を同銀行から政府に取上げる権限を議會に求める。
 四、貨幣制度における銀の地位にもつと重要性を與へる

やうに権限を獲得しておくこと。

五、各國と國際的通貨安定交渉を開始すること。

等である。

尚且大統領は、かかる権限を議會から得た後、各國政府に交渉して一種の金銀複本位制を協定確立したい意向を有するものと見られ、米國だけで平價切下をやつてしまつては、後から英國や佛國でそれ以上の事をやられては、何にも方ならなくなるから、どうしても國際的にやらねば効果がないといふのである。

いづれにせよ近く米國の通貨政策上、重大な結果が生れてくる事は各方面から期待されてゐる。

尚且最も消息に通じた方面で語るところでは、弗安定は平價の五割の點、即ち一オンスにつき金値四十一弗三十

四仙の辺で行はれるであらう。然しルーズベルト大統領が満足を點まで金値を上げ弗價を下げるまでには、まだ相當な時日を要するであらう。

國內の金を
財務省に引
渡命令

二
次で十二月二十八日（一九三三年）モルゲンソウ財務長官代理は省令を以て米國內にある一切の金貨及び金塊を財務省に引渡を命じた。その法的根據は去る八月二十九日の大統領令であり、同令に對する補足規定となつてゐる。即ち

合衆國の統治下にある、あらゆる國民は合衆國內に存在する、あらゆる金貨、金塊、金證券を即刻合衆國政

府會計官に提出すべし。

左の五項は例外とし政府への納付を要せず

- 一 今日まで財務省の許可を得て個人所藏とされる金塊
 - 二 貨幣蒐集家の手にある貴重貨幣、但し二弗半金貨は此の種に属せしめず。
 - 三 價格百弗を超過せざる未融解の金屑又は特殊の技術的裝飾的用途のため鑄造されたる金
 - 四 聯邦準備銀行及び復興金融會社の所有に属する金貨、金塊、金證券
 - 五 フイリツピン群島、サモア島、グアム島、ハワイ、パナマ運河地帯、ポートルコ、ヴァーヂ、アイラン
- ドに所在する金塊外國貨幣及び合衆國大陸内に居住せしめて商業を営む個人の所有に属する金塊及び外

國金貨

六 政府に收納すべき金貨 金塊 金證券は、聯邦準備銀行本支店及び同加盟銀行の手を経て、或は直接財務省宛て納付すべし。

右納付に際して政府は

金貨に対しては同價格の他の通貨を交付し

金塊に対しては、貨幣法規定の金兌換基準即ち一オ

ンスに付二十弗六十七仙の率を以て支拂

をなすべし、但し今日まで最高百弗までの金貨を所

有せるものは、收納を免せらる。

尚ほ本令發布の動機となつたものは、數次の命令にも拘はらず政府以外の手にあつて退藏されたる金が、今般は五億二千八百五十三萬千八百十四弗に達してゐる為めである。

と稱してゐるが、消息通は、十二月十二日トーマス氏の提案にかゝる合衆國內の全金貨引上案を、ルーズベルト大統領がモルゲンソウ財務長官代理及びカミングス司法長官等に命じ考究せしめつゝあつたが、今回の發令は、その研究の結果であると思はれてゐる。

三

ルーズベルト大統領の新議會における一般教書中に述べられたる通貨政策

ルーズベルト大統領は、米國內における金を財務省に引渡の命令を發して平價切下の前提に金の國有を計畫したが、ルーズベルト大統領は

一九三四年一月三日の第七十三議會第二會期開院に臨み一般教書を朗讀した、其の教書中、通貨政策に関する部

分を摘録すると

余の金並に通貨プログラムは、金融機構を強化し、結局多年に亘り購買力並に債務支拂力の変動が少ない様を交換の媒体を米國のために実現しやうといふにほかならぬ、國際的な通貨の安定は現在のところこれを確立することが出来ない、外國為替比率に關しては、余も慎重な調査と不斷の研究を續けてゐるのであるが、其の結果姉妹國家の一部は、國內上其の他の諸条件に阻まれ現在恒久的且つ國際的目標に基つき、通貨安定の討議を開始し得ないとの意向なることが明かとなつた。

といつてゐる。

四

金の國有及び平價切下に對する聯邦準備局の言明

而してルーズベルト大統領は聯邦準備銀行の保有する金貨、金塊、金證券を財務省に移管し、金の國有を實現して、然る後、農業救済法中の所謂

トーマス修正條項を援用し弗貨の平價切下げを断行するのではなにかとの觀測が最近頻りに行はれてゐるが、聯邦準備銀行の保有金を移管するには單に財務省令に依ることを得ず、立法の手續を必要とするものの如く、聯邦準備局當局は次の如く言明した(一九三四年一月六日)

若しルーズベルト大統領がいよいよ全米國の貨幣用金を財務省に移管し、金國有を断行する場合には議會を

通して立法手續を講ずることとならう。但し此の問題で政府から聯邦準備局には未だ何等の話しもない。更らに平價切下に関して曰く、弗貨の金純分切下げを断行する場合には政府は平價切下げに依る利益を全部政府に收める様を手段を講ずるだらう。然しルーズベルト大統領が年次教書で通貨の安定は前途遠遠だといつてゐる點から見ても、近き将来に平價切下げが断行されるものとは思はれない。

平價切下に備へ金を豫制収用する大統領の権限拡張に關する大統領の聲明

五 左の如く取沙汰されてゐる内に一月十一日(一九三四年)ルーズベルト大統領はホワイトハウスに

財政部長官

モルゲンソウ氏

司法長官

カミングス氏

聯邦準備局總裁

ブラツク氏

等を招き通貨政策につき協議を重ねて、其の結果ルーズベルト大統領は十二日左の意向を有する旨言明した。

大統領は聯銀保有の金を財務省に吸収するに至れば、弗平價切下げ等の如き場合には政府が多額の利益を得得ることが出来ると思惟してゐる。

而してこれがため法律を別に制定の必要はないと見てゐる。

此の場合、聯邦準備銀行の保有に係る三十六億弗(全米保有金の約四

分、三に當る)の金金塊並に金證券を財務省に移し、代償として

307 他(分、三に當る)の通貨(紙幣)を交付する、かくて平價切下の場合の

利益は政府に帰する。政府は此の財源を復興事業費に振り向けんとするのである。又これか為、法律を要するや否やについてはいろいろ意見はあつたが結局大統領に與へられたる既得の権限内に依つて出来るといふことに一致はしたが、然し又一方に輿論の支持を求め、且つ法律的紛糾を防止するため大統領は議會に対して確然たる新権能を要求するを可とする議論もあるので、新権能要求に關しても研究が進められる。

次に平價切下の場合において、金の禁止を解きたるとき金塊制を布きて依然として國際決済以外の一般的兌換は停止されると傳へられてゐるが、肝腎の平價切下の時期と切下矣についてはルースベルト大統領は沈黙を續けて

ゐる。

翌十三日も同じ顔ぶれで會議が行はれた。而して十四日夜上下兩院銀行委員會委員がホワイトハウスに參集すべく十三日招請状を發した。これはルースベルト大統領の議會に対する通貨問題に關する教書が近く發せられる前兆だと信せられてゐる。

六

一方においてルースベルト大統領は第七十三議會第二會期の第二日たる一月四日（一九三四年）議會に豫算教書を送つた、其の要領は左の如くである。

ルースベルト
大統領の豫算
教書

豫算教書の要領

○産業復興事業の續行

産業復興運動の續行に依る今後二ヶ年間の歳入不足額は總計九十億弗に上る見込であるが、政府は一九三六年までに産業復興運動の基礎を固める爲め、これに要する費用の支辨をなし得る様議會の協賛を求めるものである。本年六月三十日を以て終る現會計年度中に支出すべき復興事業関係の不足額は七十三億弗に上る見込であるが、政府は更に明年度に於ても復興事業のために約廿億弗の支出を求めるものである。

政府は来る六月廿日の年度末迄に舊債償還に要する四十億弗並びに歳入不足補填の六十億ドル、合計百億弗の公債を発行する計畫で、年度末現在に於ける公債總額は二百九十八億四千七百萬弗となる見込である。而

して来年度末に於ける公債總額は三百十八億三千四百萬弗となるであらう。因みに九十億弗の歳入不足は新し、酒税収入を含まず、又今議會に提出さる、筈の十一億六千六百萬弗の追加支出を含んでゐる。

○樂觀すべき前途

余は今後に於ける経済界の大勢に對して極めて樂觀的見解を持つるものである。蓋し今にして將來への現在の信念に對する信頼の基礎を築けば、それはやがて償ひを齎すであらう。即ち現在の政策にして継続されんか、その結果は當然取引の増大となり、利潤の増加就職の増進、救済費の減少、政府収入の増加、福祉の増大を齎らすこと必定である。余は議會に對し現行の聯邦官夫減俸率一五パーセントの三分の一の復治一月九

日一割五分の減俸率は其の儘六ヶ月間維持継続する命令が発せられた三仙の郵税増徴の継続を勧告するものである。

○今後二ヶ年間の豫算数字

今後二ヶ年間に於ける政府歳入及び歳出豫算は次の通りである。

一、一九三三年度豫算

歳出 經常豫算

三、〇四六百萬弗

臨時豫算

六、三五七百萬弗

別に担保債権整理銀行局及び公共事業継続資金

一、一六六百萬弗

總計

一〇、五六九百萬弗

(右は産業復興會社資金 三、九六九百萬弗を含む)

歳入 三、二六〇百萬弗

差引歳入不足 七、三〇九百萬弗

一、一九三三年度豫算

歳出 經常豫算 三、二三八百萬弗

臨時豫算 七、二二三百萬弗

合計 三、九六一百萬弗

歳入 三、九七五百萬弗

差引剩餘金 一、四一四百萬弗

別に産業復興事業資金 二、〇〇〇百萬弗

差引不足額 一、九八六百萬弗

(右一九三三年度の復興事業資金廿億弗は復興事業費として一括要求するもので、その内請出金は其の通り)

復興金融會社補充資金 五、〇〇百萬弗

民力涵養資金 三、〇〇百萬弗

失業救済資金

三〇〇百萬弗

其他

八〇〇百萬弗

因みに以上の豫算案中に含まれてゐない新酒税収入は約二億弗の見込で、別に所得税の脱税発見に依る収入も若干加はるべく、且つ政府各部局の有する公債引當擔保物件約五十四億六千二百萬弗も考慮に入るべきである。尚ほ豫算案中に包含せられない公債の償還豫定額へ再募集せざるものは一は左の通りである。

一九三四年

四八八百萬弗

一九三五年

五二六百萬弗

七

赤字公債百億弗と平價切下の関係

右豫算教書によつて一九三三年會計年度の終末

一九三四年六月三十日において舊債償還及

歳入不足補填のため百億弗の公債を發行する旨述べてゐる。

今平價切下問題を其の儘にして置いたのでは、此の問題を氣にして公債の応募者はないであらうと見られてゐる。従つて平價切下は近き將來に迫つてゐるものといはねばならぬ、即ち本年六月三十日以前に是非とも実行せられねばならぬ。

而して平價切下は、普通の方法に従ひ一定の爲替相場で

切下げるか、或はウオトレン教授の「商品弗」として或る一定範囲において、時々弗の法定平價を変更し得べき権能を獲得するかの問題がある、若し普通の方法に依るとすれば、平價切下桌は目下の金塊買入値段一オンス三四弗六仙に据置かれてある処より見て此の桌で切下げるのでないか、若しそうであるときは「六十五仙」見当となる、大統領の切下権限は「五十仙」までであるが、「五十仙」まで切下げ、それで効果がなければルーズベルト大統領の面目に關する、彼の進退問題を惹起するであらう、又實際為替協定が行はれるとするならば、「五十仙」では英佛が承知する筈がない、多分現在の「六十五仙」で一応英佛と協定し、協定不成立のときは金塊買入値段を四十一弗三四仙迄引上げて、實質上の平價五割切下をやつて、形式的

の平價切下は國際協定成立まで延ばすであらう、又「商品弗」として或る一定の権能を得て実行するとするならば、國際為替協定などはいらぬ、何時でもやれるそのかぎり、実行上殆ど堪へ得ない程面倒なものとならう。

聯銀を廢し政府直轄の中央銀行設立の提唱

氏は本日（一九三四年一月十三日）ルーズベルト大統領の通貨政策の徹底

を期するため、現在の聯邦準備銀行制度を廢し、新たに政府直轄の中央銀行を設立して、従来準備銀行が保有してゐた發券機能を右中央銀行の手に收めんとする思ひ切

次にニューヨーク州商業會議所執行委員でアメリカ財界の巨頭たるフランク・ヴァンダーリツプ

つた案を提唱し、各方面の注目を引いてゐる。ヴァンダ
ーリップ氏は右政策が更に政府に莫大なる利益を與ふべ
きことを述べて左の如く聲明した。

余は財務省が此の目的のために聯邦準備銀行の保有す
る一切の金を法定價格で買上げこれに対して銀行券を
交付せんことを提議する、かくすれば弗價下落より生
ずる利益を全部財務省の手に收めることが出来る。

これはルーズベルト大統領の通貨政策徹底のために考へ
られたことであるが、政府直轄の中央銀行設置せざるを
得ざる考へは其の半面において、現在の銀行制度の改革
を企圖するもので、銀行の國家管理の必要を語るものでは
ないか、而して此の提案に対してはルーズベルト大統領

は一月十二日（一九三四年）大統領が賛成してゐるとの説を
否定した。

九

弗價の平價切
下に関するホウ
イトハウスにおけ
る重要會議

かくて一月十四日（一九三四年）の夜ホワイト、ハウ
スにおいて上下両院、銀行委員會並に最高財務
當局との凝議の結果、十五日議會に対し平價切下に関す
る特別教書を送ることに決した、而して本會合に関し大
統領官邸より左の如く発表された。

ルーズベルト大統領及び財務長官モルゲンソウ氏は今
夜大統領官邸において上下両院の銀行通貨に関する委
員會に関する民主、共和兩黨の委員と會談した、討議

されたる問題は

一、米國內の總ての金貨を財務省に回収し之を所有する方法

二、弗貨の價格改訂及び金純分に関する一般問題であつて、ルーズベルト大統領は明月曜日を以て是

等の問題に関する教書を議會に送るべく豫期してゐる。尚ほ此の會合に参加した人々は會議の内容については嚴

秘を誓約したとして極度に沈黙を守つてゐた。

弗貨平價切
下に關するル
ーズベルト大統領
の特別教書

一。
翌十五日ルーズベルト大統領は議會に対し弗平
價切下げに關する特別教書を發した、其の骨子

は左の三點を議會に勧告したものである。

一、弗貨の金純分を最低限度四割を引下げ、平價改訂の最高限度を現在の六割とす

一、國內の貨幣用金を全部財務省に移管する。

一、弗平價切下に依つて生すべき差益を以て外國為替市場における金の賣買資金二十億弗を設定する、

これでルーズベルト大統領の通貨政策は遂に到着すべきところ

に到着した款である。

大統領の特別教書の内容は左の如くである。余は茲に議會に對し弗貨の金純分を最低限度四割を切

下げ平價改訂の最高限度を現在の六割とすると共に國內貨幣用金全部を國有とすべきことを要請するものである。現下の國際情勢の不安定に鑑み弗貨の金價値を

厳密に確定することは暫く見合せ将来における弗貨は
 その時々に応じて決定せらるべき金純分の量によつて
 保障せられるものとしたい
 次に余は現在主として聯邦準備銀行に保有されてゐる
 三十五億弗の金を財務省に移管する権限を余に附與す
 べきことを要請する、斯る立法はアメリカの金準備の
 所有権を政府自身の掌中に歸せしめ且つ公共の利益の
 ために行はるべき弗貨の金純分の引下の結果として生
 ずる國內保有金が生むべきあらゆる餘剩價值が政府の
 所有に歸するものなることを明瞭ならしむるものであ
 る、同時に將來公共の利益が逆に弗貨の金純分引上を
 要求するが如き場合にはこれに基因する弗價值の下落
 によつて生ずべき損失を政府の負担とするは平等の

正義といふべきものであらう、通貨に對する金塊準備
 として國內貨幣用金の全部を政府の所有に歸せんとす
 る如上の恒久的政策確立によりやがて弗の金價值を一
 層明確に決定すべき時期が到來するであらう、即ち今
 日において弗の正確な價值を定むることは世界的不安
 の現状に鑑み公共の利益のために望ましいとは信ぜら
 れないものである。

銀問題については余はロンドン銀協定並びにアメリカ
 の貨幣政策の結果を更に十分見極める必要があると考
 へるので銀問題に關しては何等言及しないこととした、
 余は現行法によつて現に最高限度五割まで弗貨の金
 純分引下を行ふべき権限を附與されてゐるが周密なる
 研究の結果余は現行の法定金純分を六割以上引下げる

ことは公共の利益に反するとの結論を得るに至つたよ
 のて余は弗貨の金純分引下の最高限度を現在の六割と
 することを議會に勧告せんとするものである。最後に
 余は平價切下によつて生ずべき利益を資本として外國
 為替市場における金の賣買資金二十億弗を設置せんこ
 とを提議するものである。

二

格價改訂に關
 する金準備法案
 上院委員會呈示
 と其の公表

米國上院銀行通貨委員會委員長ダンカン、フレ
 ツチマー氏は、一月十五日（一九三四年）特別敎書
 に闡明されたルースベルト大統領の新通貨政策を盛つた
 立法に關する法案の上院提出前呈示を受けた、而して委

員長は同日午後之を公表した、其の要旨は左の如くであ
 る。

- 一、聯邦準備銀行の保有金一切に對する所有権はアメ
 リカ政府に移り聯邦準備局（各準備銀行を含む）は
 同額のドル・クレデットを附與さる
- 一、財務長官は金を保有し、獲得し、運搬し、イマー
 マークし、または使用し得る條件を規定する権限を
 附與さる
- 一、非合法金は政府の沒收に歸し、その所持者は保有
 額の倍額に對する罰金を徴收さる
- 一、一切の金は流通より引上げられ金の鑄造は中止さ
 る
- 一、如何なる通貨も金に兌換せず、但し聯邦準備銀行

所有の金券は財務長官が「一切の種類通貨の均等なる購買力を維持するに」必要なりと見なす額まで金兌換を許す

一、財務長官は大統領の承認を得て國の内外においてその額の如何を問はず金を買上げることを得、財務長官は一年を超えざる期間内において豫め公債の利子を支拂ふことを得、かつ國の内外において金を賣る権限を附與さる

一、財務長官は為替の安定を計るため内外為替手形、小切手、爲替手形の引受けその他明瞭な債務関係の賣買乃至割引を爲し得る
委員會において左の但書を加ふ

但し弗貨の外國為替價値の安定を圖るに必要を品

目に限る

一、財務長官をして政府の直接債務買上げその他弗貨の爲替相場安定を計ることを得しめるため二十億弗の基金を設定す

一、大統領の弗貨金純分変更の権限は現重量の大割を最高限とする制限を受く

右條項に對しては特に次の如き説明が付加されて居る。
弗貨の金純分引下げに當つては大統領は現行水準より少くとも四割低く新水準を設定すべきものとす、たゞし現純分より大割以上減ずることを得ず。

右法案の討議に關しては上院銀行通貨委員會委員長フレッチャー氏は直に討議を開始すべく計畫してあるが、會議は總て秘密會議とする心算であると語つた、而して本

法は委員會において一部修正されて、一月十七日上下兩院へ正式に提出された。

一二

弗貨平價切下
に關するルーズベルト大統領の説明

ルーズベルト大統領は一月十五日（一九三四年）上下兩院に對する前記特別教書において弗貨の平價切下げを断行し同時に

時々決定さるべき金純分並に重量

によつて弗貨を決定する旨言明し明確に「商品弗」の實現に向つて邁進する意圖を表明した。商品弗制度はフィッシャー教授の提唱以来久しく學界の論議の焦點となつてゐたが、責任ある政府がこれを實際に採用するのはル

ーズベルト大統領が最初であり、それだけに此の通貨政策上の革命的實驗が果して如何なる結果を擧げるかが注目される譯である。ルーズベルト大統領は一旦弗貨の平價切下げを断行した後、時期を見て英佛西國との間に實際為替安定交渉に來り出すのではないかと見られるが、商品弗制度の下において弗貨が物價指數を基準として定期に變動する場合、如何にして弗貨と磅貨乃至法貨との比率を確定するか理論上疑義があり、ルーズベルト大統領が特別教書において

現下の國際情勢の不安定に鑑み弗貨の金價値を嚴密に確定するのを暫し見合せ

旨言明してゐる點から見、商品弗制度は一時過渡的辦法として採用し結局弗貨の恒久的安定を實現するのではな

いかとも見られる。ルーズベルト大統領が今回弗貨の平
 價を四割乃至五割切下げに決したのは要するに「金買
 上政策に基く弗貨現在の低落状態を法律的に確認したも
 のである」^しがかくして物價を一九二六年の水準まで引上
 げ従来不當に不利益を蒙つてゐた一般債務者殊に農民
 を救済しやうとするルーズベルト大統領の政策は更に一
 段と明確に実現されるに至つた。ルーズベルト大統領は
 特に平價切下げ断行の趣旨を説明し一月十五日新聞記者
 團に対し次の如く語つてゐる。

余の通貨政策の終局の目的は、弗貨の購買力を國內にお
 ける一般債務が結ばれた當時の平均水準まで引上げ締
 約當時と同一價值を有する弗貨で債務を支拂はせよう
 とするにある。此の目的を達するため弗貨の金純分を

半減する手段に出た。更に全國內の産金を全部政府に
 引揚げる必要あり金の國有を断行するに至つたのであ
 る。昨年（一九三三年）七月乃至十月米國內の物價が回
 復するに至つたのは、主として巨額に達する政府の金
 買上政策に基ぐくと信ずる更に余の通貨政策により、棉花
 桐等の生産過剰品の輸出が促進されるに至つたと思ふ。
 米國政府は金國有により約三十六億弗の利益を得る筈で
 財務省は一躍七十億弗即ち現在の約二倍の弗貨を保有す
 ることとなるがルーズベルト大統領は無統制インフレ
 ションを避ける意圖を表明し特に左の如く語つた。

平價切下げによつて財務省は利益を受けるが、其の結
 果政府は悪貨を濫發するものではない。新通貨政策は
 綠背紙幣を意味するものではないことを特に明確にし

て置きたい。
 但し銀問題についてはルーズベルト大統領は特別教書に
 單に銀が交換の基本的媒体たることを認め各國政府が今後
 大いに銀の使用を増加すべきことを懇通するに止めてゐ
 る。十四日の夜のホワイト・ハウスにおける通貨會議で
 は、一部の共和黨並に民主黨議員中に大統領の政策に異
 議を唱へるものもあつたが、結局上下両院に壓倒的多数
 を擁する民主黨が大統領の新政策に支持を與へること
 は確實だから、一部議員の反対は避け難いとしても特別
 教書の勧告案が議會の協賛を経て近々實現の運に至るも
 のと見られる。

一三

特別教書に基
 き發せられた
 る諸命令

た。

一、新金貨退藏禁止令

モルゲンソウ財務長官は一月十五日新金貨退藏禁
 止令を發布した。

右は金貨證券所有者は来る十七日午後十二時まで
 に同證券を財務省に還付すべく、右期限到来後は
 當人所有の通貨は政府に没収すべしとの内容を有
 するものである。尚ほ金貨證券に限らず、あらか

る金貨 金塊の還付期限を十七日午後十二時と定めてゐる。

此の禁止令は一月十七日の夜其の施行期限を無期延期する旨命令が發せられた。

二、外國為替取引取締令の改正

特別教書中に含まるる政策中、外國為替及び金買上に関する部分の實際的適用を意味する三箇の大統領令を二月十五日發表した。右はインフレ襲来の対策として民間資本家が資本の外國逃避を企てる形勢が窺はれるので逸早くこれを喰止めんがために發表されたものと解されてゐる。其の要旨は左の如くである。

一、昨春（一九三三年）金輸出禁止當時發令せる外國為

替取引制限令を更に擴張し個人及特許銀行の合衆國鑄貨及び一般通貨輸出を含む對外為替取引は一々財務省の認可を得ることを要すとの規定あり勵行を圖り自由流出の絶滅を期す

一、一切の對外為替取引に対し認可主義を徹底せしめ

(1) 正常なる商業取引に基く必要なるクレヂットの移轉

(2) 正當なる理由ありと認めらるる旅行に必要なる費用

(3) 其の他右に準ずべきもの等を除きあらゆる為替取引に嚴重なる干渉を加へる

一、造幣局及分析試験所等は民間よりあらゆる金塊

の委託販賣申込みを引受くることを得、而して右行為が従来の諸法令に抵触する虞をもつて認めらるることなし

三、銀の輸出禁止令

ルーズベルト大統領は一月十五日行政命令を以て政府の特許あるものの外アメリカ合衆国より銀の輸出若は取引をなすことを禁じた

一四

昨秋（一九三三年）アメリカが内外市場における金買上政策に乗出した、来、政府に代つてこれが買入れの衝に當つてゐた復興金融會社は一月十五日の大統領

復興金融會社の金買入中止と金買入高

特別教書に基き国内貨幣用金が悉く財務省に收納され、金賣買の権限をすべて財務長官の手に收めることが提案さるゝに至つた結果、財務長官モルゲンソウは復興金融會社の金買入は一月十五日限り中止を命じ十六日よりニューヨークの聯邦準備銀行をして行はしめ後、財務省が聯銀より金を買上げること決定した旨發表した。

右ニユトヨク聯邦準備銀行において国内新産金の買入値段は三十四弗四五とし其の内手数料として二厘五毛を控除するといふ。

復興金融會社が金買入の状況を見るに、同社の買入資金は当初五千萬弗であつたが、漸次増額して十二月二十一日（一九三三年）には一億弗となり其の後更に五千萬弗増額して合計一億五千萬弗となつた。

此の資金を以て買入れたる金は
總額 一三一、六七一、六〇四 弗

にして、ロンドン及びパリにおいて買入れたる金は
一〇、八三〇、七八五〇

である。故に差引

二三、三六三、七五四

は国内産金の買入れである。
(一九三四年一月十八日會社發表)

一五

聯銀の保有
金回収

又財務長官モルゲンソウの一月十五日言明によれば、聯邦準備銀行の保有金も金證券と引換へに徐々に財務省へ納入せしめる筈で、金證券は金に代る新

しい通貨であつて聯邦準備銀行券の發行見返りとして使用し得るが、紙幣發行高と同額だけ保管すべきもので一般の流通は許されない筈である。

一六

財務長官モルゲンソウの為替
安定資金及び
赤字補填公債
に関する言明

財務長官モルゲンソウは為替安定資金、赤字補填公債に関し左のやうな言明をなした。

一、為替安定資金

一月十五日財務長官モルゲンソウは二十億弗の為替安定資金があれば弗貨を適當に安定させるに十分であるばかりでなく、今度の資金は國內の市場において

政府の公債相場を支へるためにも用ゐられる點において英國の為替平衡資金とも多少異なる使命をもちてゐる。

ニ、赤字補填公債

一月十五日財務長官モルゲンソウは金を國家に吸収した場合の平價切下げによつて生ずる利益について語つて曰く、次期半豫算年度の赤字補填には此の平價切下げによる利益をこれにあてるよりも寧ろ公債によらんとするものである。

一七

金買入値段
大幅引上

ルースベルト大統領の弗貨平價切下げの特別敎書發表（一月十五日）と共にアメリカの金相場

が如何に改訂せらるべきかは各方面に深甚の注意を引いてゐたが、其の日（一月十五日）發表されたるところによれば一オンス三十四弗四五仙と一擧に三十九仙の引上を見た。三十四弗四五仙は金純分四割切下げに相當せるものである。因に從來アメリカの金相場は復興金融會社より發表されてゐたが、今回より財務省が發表することとなつた。

此の三十四弗四五仙は一月三十日まで据置かれた。

弗貨の平價切
下げによる國
庫の利益

一八

弗貨の金純分は曩に得たる通貨獨裁権（トーマス氏修正案）に依つて五割まで切下げ得るのであるが、今回の特別教書に依れば四割乃至五割と範圍を明かにした。明かにしたといへとも、實は何割にするかは明かでない。

今米國における金の保有高を見るに（一九三四年一月十五日）

四、二四五、二六〇、六四二 弗

三、五六六、二九〇、〇〇〇

といはれてゐる、其の内聯邦準備銀行に保有するものにして其他

財務省保有のもの 二七八、〇〇〇、〇〇〇

復興金融會社保有のもの 九〇、〇〇〇、〇〇〇

一般民間保有のもの 三一〇、九七〇、六四二

である。

此の四十億弗に対し弗貨金純分を四割切下げれば國庫は二十八億弗の利益を得る若しこれを五割切下げとすれば四十億弗の利益を收め得るのみならず、通貨増發率を高め得る訣である。これを金準備率四割の法律によるるときは

四割切下の場合 七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

五割切下の場合 一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

にして四割切下の場合七十億弗五割切下の場合百億弗の通貨増發が出来る、これ一九三四年六月に終了する一

九三三年會計年度決算上の赤字公債百億弗に対する準備
が出来るのである。此の外二十数億弗に達するといふ海外に逃避した資本が
平價切下げを機会として帰つて来ると見られてゐる。

一九

弗貨の平價切
下げに對する
スプレীগ教
授の反對意見

又下院鑄貨委員會委員長ソーマー氏は目下同委
員會は通貨安定策を考究中であるが、
(一九三四年一月) 聴問會を開き前の財務省特別顧問であ
つたスプレীগ教授を招き同氏の證言を聴取すること、
なつた。而してスプレীগ教授は委員會の諮問に答へ
ルーズベルト大統領の通貨政策は他國との一定平價に

弗貨の平價切
下げに對する
議員の賛否

よる安定弗を目指すもので、
から貿易上却つて障害
になる虞ルがあり、又國內の購買力を増進することな
どは望むを得ず且つ又今後再びかかる実験を政府が確
かにやらないといふことが、
わかるまでは財界の本當
の信用を回復することは出来な
い。
とルーズベルト大統領の通貨政策を痛烈に攻撃した。
此の委員會は一月十七日法案が提出せられたため研究を
中止し法案の審議に移つた。

二〇

ルーズベルト大統領の平價切下げに関する特別
教書に對し民主黨側では一般に好意を以てこれ

を以てしてあるが共和黨側では猛烈なる反對意見を持して
あるものがある。尚ほ西黨議員中個々の意見としては各
々賛否の議論を持してあるものもあるが、其の主なるもの
を擧ぐれば左の如くである。

一、アイサト、ロビンソン（インディアナ州選出共和黨）

帛貨の純分の改訂に關する限度を定めんとする提案
は、刻下の問題に對し何事かなされるゝかの不安を狭少
なる範圍に制限するもので、之れは全國的景氣回復
の見地から望むべきことであらう。

二、ダニエル・ヘスチング（デラウェア州選出共和黨上院議員）

平價切下げは^{正に}白晝公然たる泥棒の行為である

三、カウター、グラス（ウァシントン州選出民主黨上院議員）

平價切下げは結局他人の財物を盗むの行為に等しい

が盗まうと思はない人には果して如何なる言譯があり得るか

四、トーマス・ゴープ（オクラハマ州選出民主黨上院議員）

平價切下げにより吾々は飽くまで政府の財産奪取的
外觀を回避せねばならぬと思ふ。

二一

金國有に對する
聯邦準備局
總裁ブラツク
の反對意見

聯邦準備局總裁ユージン・ブラツク氏は一月十八
日の上院銀行通貨委員會の席上金の國有案反對
の所信を披瀝して次の如く述べた。

余並に余の同僚は政府が聯邦準備銀行の保有金を收用
することに反對である。帛貨切下げによる差益を財務
省が收めることには異議はないが、残り依然準備銀
行におけば通貨制度のみならず金融政策の基礎として
其の機能を發揮するであらう。

金貨の流通
貨幣の關係

ルーズベルト大統領の金收用政策に基き財務長官モルゲンソウが一月十五日發した新省令により、アメリカ國內の全金貨並に金證券は十七日午後十二時を期限に財務省に引渡すことを要し、それ以後は没收されても文句のないことになつてゐるが、現在大体約五億弗の金並に金證券が一般市場に流通してゐる計算になつて居り、これらの金が十八日午前零時以後他の通貨と交換して貰ふ方が否かは一つに財務省の決定如何によつて決定する訣で、このところ五億弗の金が宙に迷ふてゐる形である。しかし其の大部分の金は既に喪失鑄潰し若しくは海外に輸出せられてゐるものと見られ、従つて恐らく財務省には回収せられないものと豫想されてゐる。

他方財務省當局では「金貨及び金證券はなほ法貨」であるといつてゐるが、一般商人は一か八かで金貨を受けとつてゐる有様である。各銀行は金貨及び金證券の呈示を受けられた場合に呈示者に受取證を出すに止め、これに対し如何なる代償を支拂ふかは財務長官の決定に委かせることゝしてゐる。

二三

英佛の態度

弗貨平價切下げは英佛としては非常な打撃であるが英國としては、弗崩落でアメリカ品がイギリスに殺到すれば関税引上げを以つて對抗し又之が自治領植民地にも影響するときは本國との結成を固めて大英

帝國全部の共同戦線を張つて對抗する。而して若し為替の激変を起すが如きことあらば例の為替平衡資金の活用によつて之を調節する外なしと見られてゐる。次に佛國としては結局金本位離脱の外途なかるべしと観測されてゐるが佛國自身としては、何処までも金本位維持に熱中してゐる。而して米英佛の三國間に為替協定が行はるべきは必然的である。唯だ其の時期が不定なだけである。此の場合米國としては當分「商品弗」でゆく結果恒久的に決定のための前記國際為替協定の際自衛上折衝の餘地を残すことが出来る筈である。

第十四章 弗貨の平價切下

等の證言を聴取した、先ツワーレン教授は

コーネル大學教授
ルーズベルト大統領の金融顧問
聯邦準備局總裁
オーエン・マング

上院銀行通貨
委員會における
聽問會の證言
一月十七日弗貨平價切下げに關する法案の上院
に提出せらるゝ、上院銀行通貨委員會において
一月十六日金收用政策の合法性に付憲法上の疑義を生じ
カミングス司法長官に対し文書を以て其の憲法の違反を
らさることを表明することを求めたが、カミングス司
法長官の説明により結局其の合法性を認められた、越えて
一月二十二日聽問會を開き、

コーネル大學教授
ジョージ・ワーレン

ルーズベルト大統領の金融顧問
ゼームス・ロデマース

聯邦準備局總裁
エトゲン・ブラツク

オーエン・マング

弗價の改訂に関する法案は一般農夫及び債務者に非常な利益を齎らすこととならう。

と述べ、ロヂマス教授も亦法案支持を表明して曰く

弗價の改訂により七十億弗乃至百七十五億弗のクレヂットインフレーションを招来し、事業界の景気を煽ることが出来るが、同時に必要とあらば右インフレーションは何時でも統制が出来よう。又ブラツク總裁は

全國十二の聯邦準備銀行首脳部が擧つて政府の危大なる金融政策に協力す

べき旨を公約した。最後にオーエン・マング氏は新通貨政策が大規模のインフレーションを誘致する危険あることを指摘して曰く

弗價の改訂正に関する法案は銀行信用の危大且つ危険極まる擴張を誘致する可能性を多分に含んでゐる。余の計算によれば右の信用膨脹は三百億弗乃至四百億弗といふ驚くべき巨額に達するものとみられる。為替安定基金に関する條項中には更らに「通貨安定に關し他國との間に協定が成立した後は右基金は協定中に規定された他國通貨と弗價との平價維持を期するためのみ使用せられるものとす」との一項を包含すべきである。

上院の修正

二 上院における修正追加條項中成立したるものは

一、大統領はその裁量によりロンドン銀協定に基き國內生産者より銀を買上げ、その代償として銀券を發行することを得

一、為替安定基金の運用並に弗價切下げに關する大統領の権限有効期間を二ヶ年とす、但し大統領が二ヶ年以内に権限を終結せしめ得ない場合にはその裁量に基き右権限を更に一ヶ年延期することを得にして左の修正條項は否決せられた。

一、弗價切下げの結果生ずる四割乃至五割の差益金を除き聯邦準備銀行はその一切の保有金を保持す

二、正當なる差益金は聯邦準備組織に對する「特許税」

として國庫に歸属する

三、聯邦準備組織は金を保有する

四、為替安定基金の運用を財務長官に一任せず五人より成る委員會に附託しやうとするもの

此の分は民主黨の領袖カーター・グラス氏の提案であつたが、ルーズベルト大統領が絶対反対を表明したため共和黨議員の熱心を支持にも拘らず遂に否決された

下院鑄貨委員
會の報告

一月十七日弗貨の平價切下げに関する法案の下
院に提出せらるゝや、下院鑄貨度量衡委員會は十
八日審議の結果「為替安定基金の運用に関する報告を財務
長官に要求すること」を唯一の修正個條として同法案を
全面的に承認した。同委員會の報告書は為替安定基金がイ
ギリスの為替平衡資金に対抗し、且つ通貨低落に基く各
國の貿易の進出を阻止する最善の方策なることを力説し
て次の如く述べてゐる。

イギリス本國の為替平衡資金運用はドル為替相場を騰
貴させる上に頗る實効あり、アメリカ政府は遂に金本
位制を停止するの止むなきに至つた。金償還（ゴール
ド・リデンプション）への復歸に対する準備として茲

に為替安定基金を設定するのは右の經驗を繰返さぬた
めに外ならない。この安定基金は従来通貨制度に関して
考案された最も巧妙な機構である。右基金は為替市場
において攻防両用均しく有效である。

今回アメリカ政府が為替安定基金を設定する理由は競
争的地位にある諸國が運用する同様の基金の侵入に對
しアメリカの幣貨と金保有高とを擁護しやうとする
にある。世界的不景氣が始つて以來全世界の殆ど總て
の國家は金本位を停止するの止むなきに至り更に國內
情勢の変化と豫算の膨脹との結果これら各國の通貨は
低落し、これら各國は他の通貨低落國に對し、通貨高
の國々より有利な地位に立つに至つた。低落した他
國の通貨に對しアメリカが自ら防衛し、アメリカ國民

の利益を擁護する権利を有することは何人もこれを容認せざるを得ないところである。而してアメリカが断然防衛策を講じ諸國が通貨低落による便益を享受出来ぬやうにしやうとの決意を抱いてゐることをこれら各國が知るに至れば世界一切の通貨が恒久的基礎において安定されることを促進することとあらう。

本法案が正常な産業上の活動に必要な物價水準を奇蹟的に且つ自動的に回復すること主張するのではないが、かかる目的の達成に資すること大なるべきことを確信する。

更に弗價改訂條項に関しては、弗價の四割乃至五割切下げが決してインフレーションを誘致するものでないこと

ことを強調し報告書は次の如く述べた。

五割を限度として弗價を改訂することは要するに弗價の正常な購買力を復活するものに過ぎない。この事實を念頭に置けばアメリカ政府がインフレーションの促進をはかるものと非難することは出来ない。更に本法案により債権者は貸付けたと大体同じ購買力を有する弗貨を受取ることゝなるのだから政府は正當なる債務を破棄しやうとするものとはいふことが出来ない。

財政不慮議案
行限度擴張案

弗貨の平價切下に関する法案に附帶して一月二十日上院銀行通貨委員長ダンカン・フレッチャーは

四

財務省証券發行限度擴張案

を提出した。本法は財務省より發行さるべき証券の額二十五億弗増額せんとするものである。財務省証券現在の發行限度は七十五億弗であるが新法案成立するときには百億弗となる訳である。

此の日財務長官モルゲンソウは聯邦準備局の首脳部を財務省に招致し、弗貨の平價切下に関する法案に対し修正追加されたる財務省の権限擴張案につき詳細説明した。財務長官は財務省が近く百億弗の募債を断行する必要がある事實を指摘し、次いで曰く

財務省は一九三三―三四年年度の歳入不足を補填するため六十億弗、満期に達する旧債借換のため四十億弗合計百億弗を年度末六月三十日まで借入れなければな

らぬが政府証券の發行募集に関する財務省の権限擴張案は百億弗に達する尨大なる再融資事業を容易ならしむるためである。右修正案により財務省は何れの政府証券で何れの証券を買上げてよい、こと、なり、且つ一般に公募せず銀行其の他の金融機関に政府証券を引受けて貰ふことが出来ること、なる。

而して財務長官はこれに関し急速考慮を求むる旨を述べたが、聯邦準備局總裁ユーゲンブラックは此の會合に關し一月二十二日左の通り發表した。

十二聯邦準備銀行各總裁は土曜日の會合の結果政府の財政計畫に対し全幅の支持を與ふる旨公約した。

尤もブラック總裁は政府の募債方法については何等言明しなかつた。

弗貨の平價切
下げに關する
金準備法の兩
院通過と大統
領の署名

五

かくして一月十七日議會に提出せられた弗貨の平價切下げに關する法案は、上院は可決二十七日、下院に回附し、下院は二十九日之を可決した。但し上下兩院とも多少の修正を施した。此の修正に對してはルーズベルト大統領は同意した。其の法律の名称は「金準備法」である。

其の内容は左の如くである。

- 一、聯邦準備組織の保有金一切に對する所有權はアメリカ政府に移り、聯邦準備組織は同額のドル・クレヂツトを附與せる。

- 一、財務長官に對し金を保有し、獲得し、運搬し、イマール・マークし、又は借用し得る條件を規定する權限を附與する。
- 一、非合法金は政府の沒收に屬し、その所有者は保有額の倍額に達する罰金を徴收さる。
- 一、一切の金は流通より引上げられ、金の鑄造は中止さる。
- 一、如何なる通貨も金に兌換せず、但し聯邦準備銀行所有の金は財務長官が一切の種類の通貨の均等なる購買力を維持するに必要と看做す額まで金兌換を許す。

- 一、財務長官は大統領の承認を得て國の内外においてその額の如何を問はず金を買上げる事を得。

- 一、財務長官は一ヶ年を超へざる期間内において豫め公債の利子を支拂ふことを得、且つ國の内外において金を賣る権限を附與さる。
- 一、財務長官は為替の安定を圖るため内外為替手形、小切手、為替債務その他明瞭な債務関係の賣買乃至割引をなし得。但し、邦貨の外國為替價值の安定を圖るに必要な品目に限る。
- 一、財務長官をして政府の直接債務買上げその他邦貨の為替相場安定を圖ることを得しめるため二十億弗の基金を設定す。
- 一、財務長官は為替安定基金の運用実状を大統領に報告す。（下院の修正條項）
- 一、財務長官はあらゆる種類の政府證券を一切の政府

- 證券を以て買上げることを得。且つ公募によらず個人的に（プライヴエートリー）に證券を賣出し、且つ發行することを得。（財務省證券發行限度擴張に關する政府の修正追加）
- 一、大統領は五割を限度として、邦貨の金純分を減少することを得。但し如何なる場合においてか現行純分の六割以上に定むることを得ず。「大統領はその裁量によりロンドン銀協定に基き国内生産者より銀を買上げ、その代償として銀券を發行することを得。」
- （上院の修正條項）
- 一、為替安定基金の運用並に邦貨切下げに關する大統領の権限有効期間を二ヶ年とす。但し大統領が二ヶ年以内に右権限を終結せしめ得ない場合にはその裁量に基き右権限を更に一ヶ年延長することを得。「

(上院の追加條項)

かくて一月二十九日兩院を通過したる弗貨の平價切下法案に大統領は三十日午後三時五十四分署名した。

六

弗貨の平價切下
下けに關する
大統領公布

ルーズベルト大統領は一月三十一日午後二時ホワイトハウスに財務長官モルゲンソウ、ワイレン及びロゲヤリス両教授、ニューヨーク聯邦準備銀行總裁ハリソン等を招いて新通貨政策に關し慎重協議を遂げた結果午後三時十分(日本時間二月一日午前五時十分)弗貨の新平價を旧金貨全量二五・八グレイン(純分千分の九百ニ三・ニニのグレイン)の五九・〇六パーセントと改訂するに決し、即日署名し其の旨公

弗貨の平價切下
げ実施に伴ふ大
統領の聲明

布した。従つて平價切下率は四〇・九四パーセントとなり、新金弗の金重量は一五グレイン二十一分の五となり、金純分は千分の九百を以て含有純金量一三・七一四グレインとなる。此の新平價はルーズベルト大統領が右大統領令に署名した。午後三時十分より直ちに效力を發生するものである。

七

右弗貨の平價切下げ実施に伴ひルーズベルト大統領は一月三十一日大要左の意味の聲明を發した。

一、新弗貨の金重量を旧弗貨の五九・〇六パーセントと

改訂したのは金の価格を一オンスに付三十五弗と定め、これを基礎に置いて決定したものである。而して金の価格を三十五弗と定めたのは財務省の原簿處理を簡易化せんとしたものである。

一、財務省は明二月一日より一切の金を金純分一トロイオンスに付き三十五弗の割で買上けることとなつた。但し實際上の買上事務はニューヨーク聯邦準備銀行が財務省の財政代理者として當る筈である。従来金の買上価格は新産金に対し三十四弗四五仙であつた、新買上価格は米國造幣局乃至ニューヨーク及びシアトルの試金分析局に提出された一切の金に適宜用されるものである。但し新金買上価格は通常の鑄貨料及び千分の二十五の取扱手数料を控除されるもの

のとす。而して新買上価格は今後更に布告するまで継続実施される。

金收用令公布

ルーズベルト大統領は弗貨の平價切下げに関する法案署名後間もなく聯邦準備銀行の保有する金を財務省に收用する大統領令を公布した。

これに關し一月三十一日 ホワイト、ハウスより其の處理方法を左の如く聲明された。

聯邦準備銀行から收用された金の決済は財務省の帳簿上にクレジットを設定する形式をとることとなつた。而して此の聯邦準備銀行に対するクレジットは新たな

金證券を以て支拂はるべく、右金證券は目下印刷中である。本證券はアメリカ財務省の法律の認むるところに従ひ持参人の要求あり次第金を以て支拂はるべき金の預入れあることを確認すべしとの文字が表示されるものである。

財務省の金買
買に関する財
務長官の聲明

九
ルーズベルト大統領の弗價平貨切下げに基き財務長官モルゲンソウは一月五日(一九三四年)財務省の金

賣買に關し左の如く發表した。財務省は今後金の買上げと同じく賣却をむなすものではない。金本位諸國に対する弗為替が金現送込に到達したる場合には各外國中央銀行に対して輸出用の金を賣却するもの

るものである。其の價格は純金一オンス三十五弗に四分の一パーセントの取引手数料を加へたものである。

翌二月一日財務長官は左の如く補足的説明を加へた。國內に輸入せられたる金塊に対しては、ニューヨーク聯邦準備銀行が財務省に代つてこれを買上ぐるものである。

金買上げに關
する布告

財務長官モルゲンソウは二月一日(一九三四年)金買上げに關する左の布告を發した。

一、政府は輸入されたる純粋金塊を一オンス三十五弗の價格にて購入す。

二、右純粋金塊とは國際收支決済に常用される如き純粋度八割五分九厘若くはそれ以上の金塊をいふ

三、聯邦造幣局は右以外の形態の輸入金塊の購入をなす、(即ち純粋度において劣るもの及び刻印済金塊以外の形態のもの)

四、聯邦造幣局は私藏金貨以下の各種の國內金を購入す。

為替安定基金の設定と其の運用

ルーズベルト大統領は一月三十一日(一九三三年)邦貨の平價切下げによる差益金中二十億弗を以て為替安定基金を設定する旨布告を發した、而して二月一日財務長

官モルゲンソウのいふところによれば此の基金はニューヨーク聯邦銀行が政府の代理機關として其の運用に當る筈であるが此の資金の運用に當つては幾分は顧問團の注告を採用するが顧問の数は何人と限るわけがなく、その間に或る融通性を認めるつもりである、同日下院歳入徴収委員会は財務長官を援助して為替安定資金操作に従事すべき専門家十名を任命した。

新設基準銀の権限

一月三十日ルーズベルト大統領の署名を得た邦貨の平價切下に関する法律に準據し財務省は一

十月三十一日(一九三三年)長文の重要條例を發した、其の要点は左の如

くである。

一、聯邦準備銀行に対し國際收支決済に必要な額或はアメリカのあらゆる通貨の均等なる購買力を維持するに必要な額の金塊を金證券と引換へに財務省より入手する権限を與ふ。

一、聯邦準備銀行は又外國及びアメリカ國內において金を取得することを得べし。

一、聯邦準備銀行は外國及び内國勘定として金の保有、運搬、輸入、輸出、イマポ、マーク、保管等をなし得、

但し第一項の目的遂行のためのみに限る。

一、輸入金の再輸出は税関に保管せられたるもの或は特許あるものに限リ許可さるべし。

一、アメリカ國外にある金並びにアメリカ屬領の金は

取引自由なるが、アメリカ金貨はこれに含まず

一、金細工品の輸出、輸入は特許を要せず。

一三

一九三四年型の
金塊本位制暨
に關する財務
長官の言明

二月廿九日(九章)財務長官モルゲンソウは今回の弗貨の平價切下実施に關し一九三四年型の金塊本位制の確立にある旨大要左の如く言明した。

米國が今回弗貨を五九の六パーセントに引下げたことは米國をして國際金塊本位制に定置したものである。此の制度を要約すれば一九三四年型金塊本位制をいふことが出来る、而して此の制度は米國政府の目的に最もよく合致するものぞあり、現在の規定の存続する

限り最も効果的なるものである。

復興金融會社の金引渡

一四

復興金融會社は其の政府の命により買入れたる保有金一億三千百六十七萬千六百四弗を財務省へ引渡した旨(二月廿四日)發表した。而して右の金額は實際買入價格に手数料並に利子を加算したもので、復興金融會社としては此の引渡しにより何等の損益なしである。

弗貨の平價切下げによる益金

一五

今弗貨の平價切下げにより幾何の利益が生じたるやを見るに、二月廿(一九三三年)財務省の發表によれば國庫における二月一日現在の新平價による金保有高は
七、〇一八、二六三、九二六^弗

である。故に之を其の前日即ち一月三十一日における國庫の旧平價による金保有高(聯邦準備銀行保有の金と金券引換に國庫に引渡したる分を含む)

四、〇三四、八六七、七八一

に比較するときには

二、九八三、三九六、一四五

の差増を生ずる此の差増額を金準備四割により計算するときには七十五億弗の通貨を増發し得ることとなる。

381 前記差増額の内、平價切下げによる益金は

にして差引残

二、八〇五、五一二、〇六一

一七七、八八四、〇八四

は復興金融會社より百廿九萬圓政府へ引渡したるものぞある、而して此の引渡したる金の元買入價格及び平價切下げによる益金は

買入價格

一三一、六七一、六〇四

右に対する平價切下げによる益金

四六、二一二、四八〇

計

一七七、八八四、〇八四

である

前記の如く國庫保有金が劇増したるため一月三十一日現在の現年度歳入不足額

一、九二二、五九八、一七三

は完全に補填せられ却つて

一、〇六〇、七九七、九セニ

弗

の歳入超過を見るに至つた。然し財務長官モルゲンソウは二月十二日差益金の内二十億弗は例の為替安定基金に使用するを以て國庫の歳計は依然として赤字となる、此の赤字は既定計畫により公債を以て補填するのである旨言明した。

米國へ金の流入と第二次平價切下説

弗貨の平價切下げの實行せらるゝや歐洲各國より金の流入すること夥しく、二月廿九日(三月)以來同二十四日に終る三週間に三億二千四百萬弗の巨額に上つた而してこれにイマーマークの解除を合すれば、實に四億弗である。今其の船積港別を示せば、

フランス	九八、〇〇〇	千弗
イギリス	一五五、〇〇〇	
カナダ	八〇、〇〇〇	
メキシコ	四〇、〇〇〇	
オランダ	四一、〇〇〇	
スウェーデン	四〇、〇〇〇	
其他諸國	一四、〇〇〇	

計	三二四、〇〇〇
イママーク解除	七六、〇〇〇
合計	四〇〇、〇〇〇

である。尤もこれは金の船積港を示したるものなるを以て、**実際金本位國**における減少と一致するものでない、故にアメリカへ金流出のため金本位國の二月中に失ふた金の額を**聯邦準備局**の發表によつて示せば左の如くである。

(一九三四年三月十六日發表)

フランス	二〇四、〇〇〇	千弗
オランダ	八七、〇〇〇	
スウェーデン	八三、〇〇〇	
ドイツ	一七、〇〇〇	

ベルギー	六、〇〇〇
其他諸國	三、〇〇〇
計	四〇〇、〇〇〇

これによつて歐洲よりアメリカへ流出したる金の半額はフランスのものであることがわかる。而してイギリスが積出港として一億五千五百万弗の數字を示してゐるのに自國の金の減少しておらぬのは、**歐洲各國**の金がイギリスを経由してアメリカに流れたためである。フランス其の他の國はアメリカとイギリスの為替平衡資金の活動に夾撃された形である。

今フランス二億四百万弗を新弗(一弗は十五法)により換算すると三十億六百万法となる、而してフランス銀行の週報によるときは金準備高は二月二十三日(一九三四年)に

であつたものが三月二日には

七七、〇五五、〇〇〇法 (準備率 九七%)

七三、九二八、〇〇〇 (準備率 八五・五%)

となり差引

三、一二七、〇〇〇

の減少となりてゐる、而してこれを前記流産額と比較すると大体符合せるを認むるのである。

かくして米國は政府の金保有高は劇増して二月一日の七十億弗は一ヶ月半の後即ち三月十四日には七十六億弗となつた。然しながら欧州諸國より米國への金流入高は未だ昨年中米國より欧州へ逃避したる金高には遙かに及ばない、而して三月に入つて金の流入はおどろへた故に、更に弗價を最大限度に切下ぐる必要があり必ず之が行はるべし

との觀測が行はれてゐる。

かくの如くアメリカへ金の流入する原因は

一、平價切下げの實行によつて弗價が安定してゐること

二、一時磅、法等に逃避した資金の還流が行はれてゐること

三、米國の買上値段がロンドン又はパリよりも割高であること

四、フランスはじめ欧州金本位國に不安が絶えな

等である、それであるから為替の如きも平價切下げ前と同様の相場を示してゐる。

ニユーヨーク
準銀の公定
割引歩合引下
げ

二
そこで急激なる資金の還流は防止し併せて政府
の尅大なる起債を可能ならしむるため、ニユー
ヨーク聯邦準備銀行は昨年（一九三三年）十月十九
日二分半より二分に引下げた公定割引歩合を二月一日
（一九三四年）より更に一分半に引下げた。

三

フランス銀行
の公定割引歩
合引上げ

前記ニユーヨーク聯邦準備銀行の利下げと反対
にフランス銀行は一九三一年十月九日二分より二
分半に引上げたる公定割引歩合を更に三分に引上げた、

其の目的は

一、アメリカ及びロンドンへの金の流出を阻止するこ
と

二、金融難に陥つてゐるパリ市場に新しい資金の流入
を勧誘するため

であるが同時に昨春の米國銀行恐慌及び其の後に於ける
弗價の下落に乗じて米國から佛國に逃避せる資金の本國
歸還を防止することも有力なる理由であると思はれる、
更に右利上げにより佛國內に於ける投資を有利に導き今
次のウォール街好景氣市場を目指して資金をニユーヨー
ク向け輸出せんとする佛國金融業者を牽制することにも
なる、一方佛國の銀行業者はこれにより佛國內に退藏さ
れてゐる三百億乃至四百億法の資金を流動せしめんと期

待してゐる、尤も流通資本の増加は勢ひ佛國に投資されてゐる米國資金の本國歸還を結果することになるが、米國政府は弗の昂騰を極力阻止せんとしてゐる状態であるから、聯邦準備銀行当局と協議すれば佛國からの資金流出は問題をなく押へ得ると考へてゐる、かくの如く金利の引上げによる金の流出防止策はかつてイングランド銀行が一九三〇年から一九三一年に亘り準備金が脅かされる度毎にとつた手段である、現にフランス政府は和蘭のメーデルスゾーン銀行から三ヶ月償還期限利率四分の大藏証券應募の形式で十億法借入れをなしたと傳へられてゐる。
(一九三四年三月二十一日)

其の後の報道(四月八日)によればフランス政府は經濟界振興のため法貨の對外價格を引下げる案を研究中であつて

395

五月十五日に議會が再開されるのを待ち、先づフランス銀行をして政府に無利子で必要なる金額を融通せしめる法案を通過せしめた後、為替引下げを断行する豫定のやうである、現在の英佛為替は一磅七八法程度であるが、これを一磅一二四法の為替平價の範圍内で統制しやうといふのである、然し左の如く法貨對外價値の引下げは必然的にインフレーションを招来するものであるが政府當局は其の趨勢を己むを得ざるものとしてゐる、兎に角フランスが英米の通貨戦に堪へ切れず為替引下政策に乗出さざるを得なくなつたことは非常に注目すべきことである。

其他の諸國の窮狀

フランスが窮狀に陥つてゐるのみならず、チエツコスロヴァキアはクローネ貨平價六分の一切下げ兌換金準備率を三割より二割五分に引下げた。次でオランダ、スイス、ドイツ、イタリーいづれも金本位離脱の危機に襲はれてゐることが傳へられてゐる。ドイツの如きは近時四月七日(一九三四年)金準備が激減して僅かに六分七厘といふ非境に陥つてゐる。

外國為替相場

五 弗貨の平價切下りは米國自身としては通貨の現在價值と大体同様のところ、實行したから

外國為替の如き旧平價時代と何の変わりもない。其の理由は第一節に述べたる通りである。今対日對英の為替相場の變動に付左に説明を加へよう。

対日為替相場

○ 対日為替相場は昨年十二月末(一九三三年)は三一弗一二

であつたが、弗貨の平價切下げに関する法案の公表せられ金一オンス買上値段三十四弗の六仙を三十四弗四五仙に引上げた。一月十五日(一九三四年)は

三〇、八一

となり右法案の両院へ提出せられたる一月十七日には

三〇、二五

其の翌十八日は

となつた、而して右法案の両院を通過したる一月二十九日及びルーズベルト大統領が右法案に署名したる三十日は

二九、八七

三〇、〇〇

となり、弗貨の平價を五割九分。六に切下げの大統領公布の一月三十一日は

三〇、二五

となつた、これを対日為替平價四九弗八四仙に比較するときは、一九弗五九仙の差にして三割九分三厘の開きである、而して弗價は六割に低下してゐたから、此の日の田は三十六錢四厘の價値しか有しない計算である。然るに翌二月一日より弗貨は平價切下実施せられ旧平價

の五割五分。六に改訂せられ金一オンスの買入値段は三十四弗四五仙より三十五弗に引上げられた、此の日は

二九、^弗七五

三〇、〇〇

となつた、これを対日為替平價八十四弗三九仙に比較するときは五十四弗三九仙の差にして六割四分五厘の開きである。此の日の田は三十五錢五厘に低下した訳である、而してこれを平價切下前の一月三十一日の田價値三十六錢四厘に對比するとき、其の間の差僅少にして弗價改訂の程度を知ることが出来るのである。

○

四 対英為替相場

対英為替相場は昨年十二月末（一九三三年）は

五、一五

であつたが弗貨の平價切下げに關する法案の公表せられ
金一オンス買上値段三十四弗。六を三十四弗四五仙に引
上げたる一月十五日（一九三四年）は依然として

五、一五

である、右法案の両院へ提出せられたる一月十七日は

五、〇四

となり其の翌十八日は

四、九五

となつた、而して右法案の両院を通過したる一月二十九

日は

五、〇一

となり、ルーズベルト大統領が右法案に署名したる同月
三十日は

五、〇〇

にして、弗貨の平價を五割九分。六に切下げの大統領公
布の一月三十一日は

五、〇三

となつた、これを対英為替平價四弗二三仙に比較すると
きは平價を超過すること八十仙である。

然るに翌二月一日より弗貨は平價切下実施され旧平價の
五割九分。六に改訂せられ金一オンスの買入値段は三十
四弗四五仙より三十五弗に引上げられた、此の日は

四、九八

にして其の月末には

となつた。これを対英為替平價八弗二三仙に比較すると
 きは其の差三弗一七仙にして三割八分五厘の開きである
 故に此の日の磅價值は七志七片六(六割一分五厘の割)で
 ある。

五、〇六

対日対英為替相場と金買上値段

○ 今、対日対英為替相場と金買上値段を比較する
 ときは左表の如くである。

対日及対英為替相場と金買上値段の比較

(一) 旧平價の分

年月日	対日為替相場	対英為替相場	金買上値段	備考
一九三三年	二九〇〇	四八〇	三二六	海外市場より金買上をなす。
一九三四年	二九〇〇	四八〇	三二六	
一	三一	五一	三四	日曜日
二	三一	五一	三四	
三	三一	五一	三四	
四	三一	五一	三四	
五	三一	五一	三四	
六	三一	五一	三四	
七	三一	五一	三四	
八	三一	五一	三四	

三 一	三 〇	二 九	二 八	二 七	二 六	二 五	二 四	二 三	二 二	二 一	
三 〇	三 〇	三 〇	二 九	二 九	二 九	二 九	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	
二 五	〇 〇	〇 〇	五 〇	三 七	六 二	八 七	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	
五 〇	五 〇	五 〇	四 九	四 九	四 九	四 九	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	
三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	
四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	
<p>日曜 日</p> <p>弗貨の平價切下げの大統領令公布</p> <p>ルースベルト大統領右法案に署名す</p> <p>弗貨平價切下げに關する法案西院通過</p>											

二 〇	一 九	一 八	一 七	一 六	一 五	一 四	一 三	一 二	一 一	一 〇	九	年月日
三 〇	三 〇	二 九	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	対日為替相場
一 二	一 二	一 七	二 五	五 一	八 一	四 三	三 七	三 七	五 〇	五 〇	五 〇	対英為替相場
五 〇	五 〇	四 九	五 〇	五 〇	五 一	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	金買上値段
三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	備考
四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	四 五	
<p>日曜 日</p> <p>弗貨平價切下げに關する法案公表</p> <p>弗貨平價切下げに關する法案西院提出</p>												

二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
	三	三	三		三	三	三	三	三			三
休	〇	〇	三		三	三	一	〇	〇	休		〇
	五	五	五		五	五	五	五	五			五
休	$\frac{7}{8}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{8}$		〇	〇	$\frac{3}{8}$	$\frac{1}{2}$	〇	休		三
三	三	三	三		三	三	三	三	三	三		三
五	五	五	五		五	五	五	五	五	五		五
〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇
〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇
				日								
				曜								
				日								
				曜								
				日								

対日及対英為替相場と金買上値段の比較												
年 月 日												
平 價 計 算												
一九三四年												
九	八	七	六	五	四	三	二	一				
二	二	二	二	二		二	二	二				
九	九	九	九	九		九	九	九				
八	八	七	六	五		五	一	七				
七	七	五	二	〇		〇	二	五				
五	五	四	四	四		四	四	四				
〇	〇	九	九	九		九	八	九				
二	$\frac{5}{8}$	$\frac{3}{4}$	七	$\frac{3}{4}$		$\frac{1}{2}$	八	$\frac{1}{2}$				
三	三	三	三	三		三	三	三				
五	五	五	五	五		五	五	五				
〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇				
〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇				
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日							
					曜							
					日			</				

年月日	対日為替相場	対英為替相場	金買上値段	備考
二二	三〇	五〇	三五	
二三	三〇	五〇	三五	
二四	三〇	五〇	三五	
二五	三〇	五〇	三五	日曜日
二六	三〇	五〇	三五	
二七	三〇	五〇	三五	
二八	三〇	五〇	三五	

英米佛為替
安定交渉説

六
米國政府は弗價切下げ後愈々英米佛為替安定交渉に乗出したるもの、如く當局者は二月二日教次に亘る非公式英米通貨會商が既に開始され若くは開始

されるが如く取沙汰されてゐたが、それがあらぬか、英米為替が五弗七八仙でずつと安定してゐるので、英國のデーリリー・ヘラルド紙の如きは、三國間に秘密協定が成立し政府の直接参加なく三中央銀行當局で一時的に試験的安定をやつてゐると報じた。(一九三四年三月七日)

七

國際通貨政策
委員會の決議

七
かゝる内に金本位復歸並に通貨安定問題を議すべき國際商業會議所通貨政策委員會が三月七日(一九三四年)パリにおいて日、英、独、佛、米、伊、其の他の歐洲各國の代表参加の下に開會された。討議の基礎となつたものは、ロンドン大學教授テイ、イー、グレゴリー氏起草の

「通貨政策覚書」

である。其の内容は左の如くである。

- 一、参加國は法律上の通貨安定に進む意向あることを一般の首肯する方法で發表すること、これは最も重要なることで然らざれば金本位制の動搖は免れまい。
- 二、金本位復歸につき安全なりと思考される條件を決定すること、これにつき注意すべきは如何なる國も同時に行ふにあらざれば金本位復歸に賛成せざるべしといふことである。次にイギリスの如きわ日米が安定の意志を明かにせざる限り復歸の意向がない。よつて特にアメリカに対して此の際イギリスが米英為替及び英日為替の現在のレート維持に賛成することとを條件に「弗」の五十仙まで引下げを中止せしむべきである。又法律上の安定についてはそれまでに

少くとも二ヶ年間現在率を維持せしむべきである。圓及び弗のアンダーヴァリュされてゐることは疑いないが、これを問題にすれば協定に到達することは不可能である。

- 三、現状を検討して安定案を作成すべき適當な期間を設けること、國際經濟會議失敗の原因は餘り多数に集つたのと議題範圍が廣汎であつたためである。故に来るべき通貨會議はアメリカ、イギリス、日本並にフランス及びドイツといふごとき少数國の會議とすべきである。

以上が若しむ余りに空想的だと思考されるならば来るべき會議は次の二點に限るべきである。

- (1) 参加國は金本位に復歸する意向あることを再確

言すること

(四) 右参加國は一定率以上の為替の変動を防止する意志あることを披瀝すること

かくて本委員會において採擇された通貨安定に関する報告書が三月二十五日(一九三四年)發表された。内容は日英米佛獨の五箇國で通貨安定會議を開くべきことを勧告したものである。要旨は左の如くである。

一 金本位への終局的復歸に至る前提として通貨の現狀を基礎として其の暫定的安定を図るため英米佛日獨五箇國の小會議開催を勧告する。

二 世界各國において即刻通貨の安定を實現せざる限り通貨不安定の新波動が発生するに至るべきことを各國政府に対して警告する。

本委員會において日本代表者は會議に対する日本側の立場について左の如く語つた。

圓價の安定は固より望むところであり、事實圓の磅に對する相場は既に一年以上安定してゐるが、日本の通貨安定にイニシヤティブをとり得るとは思はない。蓋し圓の法律上における安定比價は弗の最終安定比價を基礎とせねばならぬからである。

三、今後の見透しが一九二九年以後より好望なることとは認めるが、若し金本位離脱國にして依然離脱の利益を追求するにおいては金本位維持國も勢ひこれを離脱するに至るべく、ひいて新規に世界通貨戦を惹起することとならう。

經濟調査使の
海外派遣

八
ルーズベルト大統領は欧州各國、支那及び日本
へ夫々經濟調査使を派遣した。

先づ欧州各國へは、國際經濟會議再開に関する各國政府
首腦者の意向を探るため三月十四日（一九三四年）元駐伊大
使リチャード、ウオシエバーン、ケマイルト氏を派遣した。
次に支那へは、銀貨の決済による米支貿易改善其の他銀
貨國たる支那の一般經濟情勢視察調査のため三月十九日
頭腦トラストの一人ロゲマース教授を派遣した。
又日本へは、日本の通貨状態、貿易及び經濟一般を視察
せしむるため、商務省切つての銀問題精通者たるハーバー
トエム、ブラッター氏を三月二十八日派遣した。

株
價

九
今、重要工業株に付き弗貨の平價切下げが如何
に影響したるかを見るに左表の通りである。

一九三三年三月初を基本として其の指数を見るに、十二月
末には

スチール株 一九二

工業株三十種平均 一九〇

であつて、弗貨の平價切下げに関する法案の公表された
一月十五日（一九三四年）には

スチール株 二一六

工業株三十種平均 一九六

と騰貴し、漸次騰貴をのけて、平價切下実施の二月一日には

スチール株

三三一

工業株三十種平均

二〇七

と昂騰し遂に二月五日には

スチール株

二三九

工業株三十種平均

二一一

となつたが其の後は漸次下落したが、それより二月末に

は

スチール株

二二〇

工業株三十種平均

一九七

である。

重要工業株相場表

年月日	スチール株		工業株三十種平均	
	價	株数	價	株数
一九三三年 三月初	二四	一〇〇	五二	一〇〇
十二月 初	四四	一八〇	九八	一八八
同月 末	四七	一九二	九九	一九〇
一九三四年				
一月 一日	四八	一九七	一〇〇	一九一
二月 二日	四八	一九七	一〇〇	一九一
三月 三日	四七	一九三	九九	一八九
四月 四日	四七	一九三	九八	一八八

二十九日	二十八日	二十七日	二十六日	二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日
五七	日 五五	五五	五六	五六	五六	五六	五五	日 五五	五五	五四	五三	五三
二五	日	七五	八七	五〇	七五	三七	二五	日	八七	六二	一一	〇〇
二三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二一	二一
三一	二五	二六	二八	二九	二八	二八	二六	二六	二六	二一	一五	一四
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
七	六	六	六	七	六	六	五	五	五	三	三	三
九〇	〇三	三八	八五	〇二	六二	〇九	五二	六〇	三〇	三〇	五〇	五〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一九	一九	一九
五	二	二	三	四	二	〇	一	一	一	九七	九七	九七

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九月	八日	七日	六日	五日	年月日
五三	五三	日 四八	四七	四九	四八	四七	四六	四六	日 四六	四六	四六	價
七五	五〇	日	八七	八七	〇〇	三七	三七	八七	日	六二	五〇	又
二一	二一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一八	一八	一八	一八	ノ
一七	一六	一七	一三	一八	一九	一九	一九	一八	一八	一八	一八	ル
一〇	一〇	九八	九八	九九	九九	九九	九六	九六	九六	九六	九七	株
四〇	一九	六六	七三	三八	七七	五七	七三	九四	九四	二二	二二	價
一九	一九	一八	一八	一八	一九	一八	一八	一八	一八	一八	一八	工業株
九六	九六	八八	八八	八九	九〇	八六	八四	八五	八五	八五	八五	三十種
九六	九六	八八	八八	八九	九〇	八六	八四	八五	八五	八五	八五	平均
九六	九六	八八	八八	八九	九〇	八六	八四	八五	八五	八五	八五	數

二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日
休	五八	五八	五八	日 曜	五九	五八	五七	五六	休	日 曜	五五
	六二	五〇	〇〇	日	〇〇	五〇	二五	一二		日	八七
	二三	三六	三四		二三	三六	三四	二七			二二
	三七	六	四		三八	六	一	七			六
休	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	休	一〇	五
	八	八	七	九	八	八	六	六			四
	五〇	一四	五三	〇七	六一	三〇	七八	一〇			七
	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇			二〇
	七	六	五	八	七	六	三	二			一

九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	二月	三十一日	三十日	年月日
五六	五七	五七	五九	五九	日 曜	五七	五六	五七		五六	五七	價
二五	七五	〇〇	〇〇	一二	日	七五	三七	一二		一二	三七	格
二二	二三	三〇	三八	三九		二三	二八	三一		二二	三二	株
二七	三三	三〇	三八	三九		三三	三八	三一		二七	三二	數
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	一〇	價
六	八	七	〇	〇	〇	九	八	八		七	八	工業株
〇九	四五	九五	二四	七四		四一	三一	九五		二二	九九	格
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇		二〇	二〇	二〇		二〇	二〇	平均
二	六	五	〇	一		八	六	七		四	七	數

年月日	スチール		株数	工業株三十種		平均
	價	格		價	格	
二十三日	五七	三七	二三二	一〇六	一四	二〇二
二十四日	五六	一二	二二七	一〇四	七七	一九九
二十五日	日曜	日				
二十六日	五五	〇〇	二二二	一〇三	一二	一九六
二十七日	五五	六二	二二五	一〇三	六七	一九七
二十八日	五四	五〇	二二〇	一〇三	四六	一九七

投機の取締

一〇
 弗貨の平價切下口法案の公表され續いてこれが実
 施をせらるゝやウォール街は大繁昌を齎らした
 ために此の投機に要する資金が莫大なるものであつたであらう。

アメリカ上院において豫て株式市場調査委員會を
 任命して株式市場の内幕調査に當らしめてゐるが同委員
 會顧問ペコラ氏の調査に係る報告書によれば一九二九年
 中に二十の大會社がニューヨーク株式街に融通した金額
 は二百億弗に達したことが多くの證人によつて判明した
 といふ。これによつて大會社が其の資金を如何に多く株
 式の思惑に流用してゐたかがわかるのである。
 又其の内ニューヨーク株式市場の繁閑を表示する一指針
 として重要視せられてゐる株式仲買人に対する貸付を見
 るに、一九二九年九月株式思惑熱狂時には八十億弗を突破
 する巨額に達してゐたが、以末漸減をして一九三二年中頃
 には僅かに二億弗まで低下してゐた。然るに一九三三年
 夏以來は次第に増加の傾向に轉じ、殊に最近は債券市場

の活況と相待つて逐日著しく増加し四月十一日（一九三四年）現在にては十億二百萬弗といふ数字を示すに至つたのである。

（1）大統領の教書

故にこれが統制殊に思惑取引を抑制する必要があるのである。ルーズベルト大統領は二月九日（一九三四年）特別教書を送り、證券及び商品各取引所における思惑取引を抑制する意味で聯邦政府をしてこれら取引所を統制せしめ得る立法をなさんことを勧告した。教書の内容は左の如くである。

證券及び商品の取引は必要にして且つ價值あるものであるが、純然たる投機のためにこれら市場を利用することは出来得る限りこれを制限すべく、これを我々の

國策として確立すべきものである。従つて余は議會に對して投資家を保護し價格を擁護し且つ能ふ限り不必要にして不賢明、且つ破壊的な投機を一掃するため證券並に商品市場の取引を聯邦政府によつて統制すべき法案の立法化に努力せられんことを勧告するものである。

尚ほ大統領は右の統制方法に關しては何等言及せずしてを議會に一任した。

（四）法案の提出

右ルーズベルト大統領の教書に基き二月九日（一九三四年）上院銀行通貨委員會委員長フレツ

チマー氏並に下院州際商業委員會委員長レイバーン氏はそれぞれ上下兩院に對し右に關する同文法案（全文二七ヶ條）を

提出した右法案は左の如くである。

株式取引所取締法案

- 一、清算取引に対しては取引証券の市價の六割以上に相當する金額を供託するを要す。
- 二、聯邦商業委員會に対し總ての「空賣り」及び「下げ足喰止め注文」其他公益及び一般投資家の保護に反するが如き一切の取引を取締る権限を附與すること
- 三、本取締法の違反者は最高二万五千弗の罰金及び最長十年の刑を科せらるべし、又斯る違反行為の行はれたる取引所自身に対しては最高五十万弗の罰金を科することを得
- 四、違反行為により損害を受けたる者は損害賠償の訴

訟を提起することを得

- 五、「空賣り」の目的を以て顧客より證券を借用する取引方法は一切之を禁止する

- 六、取引所會員及びブローカー其他證券取引者は聯邦準備銀行の加盟銀行以外より其の證券を擔保として金銭を借入ることを得ず

- 七、ブローカーは其の仲買業に用ふる全資産の倍を超過する借入金及び顧客の預金を保有することを得ず

- 八、顧客の預入れたる株式は顧客の承諾を得ずして之を價格操縱其他の目的を以て擔保に用ふべからず

- 九、證券價格の操縱は處罰さるべし、價格の吊上げ引き下げを目的とする所謂「馴合取引」「同一價格での注文賣却委託」事實無根の風評の流布及びかかる

流布のため報酬を提供すること等は總て禁止して違
反者は處罰さるべし

一〇、商人にして價格釘付けを行はんとせば其の旨聯邦
商業委員會へ申告すべし

一一、株の買占めは嚴禁す

一二、選擇取引に對抗するため選擇取引を行ふことは之
を禁止す

一三、證券取引業に従事する者及び取引所の役員を通じ
て商行為をなす者は株式引受人を兼務することを得
ず

一四、株式取引所役員は債券取引専門業を兼ねるべから
ず、但し登記をなせる者を除く

一五、債券取引専門業者は一定の價格において注文を行

使することを得、而して内密に與へられたる報道を

洩らすことはこれを禁止す

一六、あらゆる取引において取引せらるる證券は昨年夏
制定されたる證券法の規定に従ひ聯邦商業委員會へ
登記すべし

一七、株式取引所において其の株式を上場される會社は
年四季毎月或は年一回の報告を提出すべし

一八、数州に渉る商業において登記株式に対し代理人を
用ひる場合、合衆國郵便を用ふることを禁す、代理
人の使用に関しては完全なる報告を聯邦商業委員會
へ提出すべし

一九、聯邦商業委員會は現物市場に対する監督権をも附
與さる會社の重役々員にして其の社の總株中二十分

の一以上を所有する者は同社の株に対し投機を行ふを得ず

二〇 聯邦商業委員會はブローカー仲買人、株式取引所の記録帳簿を何時にても検査することを得
同委員會は必要と認むる時は取引所の理事會に監督官を派遣することを得

二一 仲買人は證券に対し其の過去三箇年間の最低値段の八割又は現在市價の四割までを限度として金銭を融通することを得

(本項は法案提出後フレツチマー氏とレイバー氏が協議して第一項を自ら修正したもので結局優良證券に対しては二割の供託金を以て投機賣買を許すこととし優良株を保護したものである。)

右法案の議會に提出せらるゝや、ウォール街は非常な興奮状態を呈したが、全体として銀行家等は同案を以て建設的なるものとして歓迎してゐるが、當業者間における議論の中心點は法案中證據金に関する條項である。それは最低六割の證據金は現行證據金に比し殆ど二倍近い増額となるからである。

又此の取締法に対し憲法違反の疑ひがあると主張する者がある。それは聯邦商業委員ランデイス氏である。彼は二月十四日(一九三四年)下院州際商業委員會の公聴會で最初の参考人として左の如く證言した。

株式取引は純然たる一州内の取引たる性質を有するものであるから、これに聯邦政府が干渉し取締を行ふことは憲法違反の疑ひがある故に聯邦政府が取締を行ふ

ためには株式取引と州際商業との間に密接な関係のあ
ることを示す必要があるであらう。

ハニユーヨーク
株式取引所長
の代案提出

右法案が目下下院州際商業委員会において審議
せられつゝあるが、ニユーヨーク株式取引所々
長リチマード、ホイットニー氏は本案に対し二月二十日
（一九三四年）自發的に右委員会に対し左の意見を開陳し
代案を提出した、其の要領は左の如くである。

フレツチマー、レイバース法案は證券類に対する自由公
開市場を破壊するに至るであらう、此の證券自由市場
こそは投資の一形態として不況時を通じてよく其の流
動性を保持したものであるが、これが破壊さるゝとな
れば幾百萬の投資家が其の影響を免かれなうであらう。

代案の要綱

一、株式取引統制のため半官的委員会を任命し、委員
数を七名とす、内二名はアメリカ政府閣僚を任命し
て聯邦準備局及びニユーヨーク株式取引所よりわ
名宛の委員を選出する。

一、該委員会は證據金に関する取極め並に不當取引防
止に関する規約適用の権限を附與せらる。

右代案は委員会において拒絶することに決定した、其の
かはりた、レイバース氏は右代案提出者の趣旨に鑑み原案
中に保證金最少額規定を挿入する旨言明した（四月三日）



株式取引所取締法案の提出に引續き農務長官ウ
オレスツ氏は二月十二日（一九三四年）商品取引

ニ商品取引所
取締

所統制に関する二法案を議會に提出した。右の内一法案は棉花取引に関するもの他は棉花以外の商品取引に関するものである。尚ほ同長官は總ての商品に対し穀物定期取引法を援用すること及び投機取引抑制のため委員會を創設せんことを提議してゐる。

物價

一一

更に物價を見るに左表の如くにして一九三三年十二月の指数は

一〇一・四

である。これに対し一九三四年一月は

一〇三・五

となり同年二月には

一〇六・四

となつて

五・〇

の昂騰を示した。然し目標とする一九二六年（昭和元年）の

一四八・四

に比較するとき前途遠なりといはねばならぬ、而して之を為替と対照するとき弗貨の平價切下が物價を十分昂騰せしむることが出来ぬことが一層明瞭となつた。今対英為替を見るに為替平價は一磅につき八弗二三仙で二月一日の為替相場は四弗九八仙である故に為替の開きは三弗二五仙にして其の割合は四割の低落である。然るに國

内物價指數は一月（一九三四年）一〇三・五が二月には一〇六・四と変わったのみである。即ちその差僅かに二・九に過ぎないのである。

紐育物價指數表（一九三四年）七月を（一〇〇とす（日本銀行調査）

一九三三年 二月	一九三四年 一月	一九三四年 十二月	一九三四年 十一月	一九三四年 十月	紐育卸賣物價指數		
					東京	ロンドン	パリ
七三・〇	一〇三・五	一〇一・四	一〇一・二	一〇一・六	一四二・八	九〇・八	三九〇
一四三・五	一三九・六	一三九・六	一四二・一	一四三・五	九七・一	九七・一	三八四
九〇・八	九九・二	九九・五	九五・三	九五・三	九七・一	九七・一	三八四
三九〇	三三八	三八九	三八三	三八四	九七・一	九七・一	三八四

生活費

前記物價は卸賣に於いてであるが、小賣の物價は勞銀引上とと共に相當騰貴してゐるのである。

今食料品、衣服、家賃、燃料及照明等の生活費に付調査するに其指數は左表の通りにして漸次騰貴を示してゐる。然し最近の指數を以て一九二六年（昭和元年）分に比較するときは

一九二六年分	一六六・〇
一九三四年二月分	一二六・〇

にして其の差は四〇・〇即ち二割四分の減少である。而して之を卸賣物價指數の開きと比較するに、卸賣物價指數

は

一九二六年分
 一九三四年二月分
 一四八・四
 一〇六・四

にして其の差四二。即ち二割八分の減少であるから、生活費の方が卸賣物價より四%方騰貴を示してゐることとなる。従つて一般消費者の不平の聲が次第に高まつてくるので四月七日（一九三四年）の發表によれば、ルーズベルト大統領は中央に緊急評議會を設け全國に其の支部百二十を置いて、高物價の調節をなさんとしてゐるといふ。

最近の生活費指数表

年月	全米	日	東京	英 大ニ都市	独 七ニ行政區	佛 パリ
一九二四年七月	一六二	一七一	二一二	一七〇	一二六	七三
一九二五年七月	一六九	一六二	二一一	一七三	一四三	七九
一九二六年七月	一六六	一六六	一九七	一七〇	一四二	九八
一九二七年七月	一六二	一八八	一八八	一七六	一五〇	〇六
一九二八年七月	一六一	一八〇	一八〇	一七五	一五三	〇五
一九二九年七月	一六二	一八一	一八一	一七一	一五四	〇三
一九三〇年七月	一五二	一五三	一八一	一六一	一五四	一三
一九三一年七月	一五二	一五三	一八一	一六一	一五四	一三
一九三二年七月	一四四	一六二	一三〇	一四三	一二二	〇九
一九三三年七月	一九	一七一	一四八	一四二	一三七	〇七

年月	全米	日	東京	英 大 三 。 都 市	独 七 二 行 政 区	佛 パ リ ー
一九三三年 二月	一六	一六九	一四六	一四一	一一七	一〇七
三月	一六	一六八	一四四	一三九	一一七	一〇五
四月	一五	一六八	一四四	一三七	一一七	一〇四
五月	一六	一六七	一四三	一三六	一一八	一〇三
六月	一七	一六七	一四二	一三六	一一六	一〇二
七月	二一	一六七	一四三	一三三	一一九	一〇一
八月	二四	一六七	一四四	一三九	一一八	一〇二
九月	二五	一六七	一四七	一四一	一一九	一〇二
一〇月	二六	一六九	一四八	一四一	一二〇	一〇四
十一月	二五	一七〇	一四九	一四三	一二〇	一〇四
十二月	二四	一六九	一四九	一四三	一一一	一〇四
一九三四年 一月	二五	一六八	一四七	一四二	一一一	一〇四

二月	二六	一七〇	一四八	一四一	一二一	一〇三
----	----	-----	-----	-----	-----	-----

備考

調査発表主体は次の如し

日本——一三都市分朝日新聞社、東京は日本銀行調

小賣物價

イギリス——同國勞働省

アメリカ——全米産業審議會

ドイツ——ドイツ聯邦統計局

フランス——同國一般統計局

基準ハ各國共一九一四年七月を一〇〇とし、調査項目は食料、衣服、家賃、燃料、照明等である。

國民所得

今國民所得に付て其の推移を見るに世界大戰の始まる四年前たる一九〇九年（明治四十二年）から大戰の終熄した翌年の一九二〇年（大正九年）までは國民所得は殆ど一本調子の増加をたどり、二百七十二億弗から七百四十三億弗へと二倍半以上に躍進した。然し一九二一年（大正十年）に至り形勢が逆轉し前年の約三分の二に減少した。一九二二年（大正十一年）からは漸次回復を示して一九二九年（昭和四年）には八百三十億弗といふ尠大な額に上つた。

再表世界不況の様相を如實に反映して年々百數十億弗の劇減を見せ、一九三二年（昭和七年）は僅かに三百八十三億弗と一九一六年（大正五年）以来の最低レコードを示した。

此の時に當り出現したルーズベルト大統領の大奮闘は前年に比し僅かに十五億弗（約四分）を増加せしめたに過ぎない。即ち一九三三年は三百九十八億弗なのである。將來此の國民所得がどの程度まで回復を示すかは、ルーズベルト大統領の諸政策の成績を卜する上において興味ある問題である。

次に國民所得を總人口で割つた一人當り所得も大體右の傾向と歩調を一にして居り、一九三三年は三百十六弗にして一九二六年の六百七十四弗と比較し四割七分に當る。之を前年に比較するときには九弗の増加を示したに過ぎない。右の内これを一家の働き手（此の内には現在職を失つてゐる者をも含む）の一人當り所得に引き直すと一九三三年は七百九十五弗にして一九二六年の千六百九十九弗と比較するときには四割七分に當る。之

を前年に比較するときには二十二弗の増加に過ぎない。
 又國民所得と物價とを比較すると國民所得は一九三三年
 分は一九二六年分に対比し

總所得

五〇%

一人當

四七%

勤勞者一人當

四七%

の割合に低下したのに対し物價は一九三三年分は一九二
 六年分に対比し六五・九%の低下である。故に國民所得の
 低下率は物價の低下率よりも甚しく従つてアメリカ人の
 生活も樂でないといふことが出来る筈である。
 其の詳細は左の國民所得表の如くである。

米國國民所得表

年 度	國 民 總 所 得 億 弗	人 口 一 人 當 弗	勤 勞 者 一 人 當 弗	卸 賣 物 價 指 數 (一九二六年を100とし)
一九〇九	二七二	三〇〇	七一六	六七・六
一九一〇	三〇一	三二六	七八五	七〇・四
一九一一	二九四	三一四	七六一	六四・九
一九一二	三一八	三三四	八一四	六九・一
一九一三	三三七	三五〇	八五七	六九・八
一九一四	三二〇	三二七	八〇六	六八・一
一九一五	三四五	三四七	八六〇	六九・五
一九一六	四四二	四三九	一〇九三	八五・五
一九一七	五三二	五二一	一三〇四	一一七・五
一九一八	六〇二	五八一	一四六三	一三一・三
一九一九	六七四	六四二	一六二三	一三八・六

年 度	總 所 得	民 口 一 人 當	勤 勞 者 一 人 當	卸 賣 物 價 指 數 (一九二六年を100とし)
一、九二〇	七四三	六九七	一、七七〇	一五四・四
一、九二一	五二六	四八六	一、二三三	九七・六
一、九二二	六一七	五六二	一、四二三	九六・七
一、九二三	六九八	六二六	一、五八四	一〇〇・六
一、九二四	六九六	六一五	一、五五五	九八・一
一、九二五	七七一	六七一	一、六九五	一〇三・五
一、九二六	七八五	六七四	一、六九九	一〇〇・〇
一、九二七	七七二	六五三	一、六四七	九五・四
一、九二八	八〇五	六七一	一、六九一	九六・七
一、九二九	八三〇	六八三	一、七一九	九五・三
一、九三〇	七〇五	五七二	一、四三九	八六・四
一、九三一	五四七	四四〇	一、一〇八	七三・〇

一、九三二	三八三	三〇七	七七二	六四・八
一、九三三	三九八	三一六	七九五	六五・九

※印は失業者を含む

一四

戦 債

ここで列國の対米戦債を一瞥しやう、上院は一
月四日(一九三四年)の本會議において財務省に対

し外國政府がアメリカに負ふ戦時債務並に不拂金額に
き説明書を提出するやう要求する旨決議したが、財務省
は該決議に基き右に關する説明書を一月三十日上院に提
出した、右報告書によれば、列國の対米戦債總額は

一、二七一〇、〇〇〇 千弗

に上るが其の内

一、二、三五二、〇〇〇

千弗

が整理協定によつて定められた列國の負債額である。而して其の後今日に至るまで支拂はるべくして支拂はれてゐない金額は

三〇四、〇〇〇

にして内元金は

七七、〇〇〇

にして残額

二二七、〇〇〇

は利子である。而して、右未拂額は

三〇四、〇〇〇

の中はフリーヴァー、モラトリアムの結果としての未拂分

一五、〇〇〇

を含むてゐる。

右戦債は今回の弗貨の平價切下げにより列國の対米戦債は理論的に四割方削減されたこと、なるのである。

此の外一般債務にして支拂はれざるかの約

三〇〇、〇〇〇

に上るといふ、よつて共和黨上院議員ハイラム、ジョンソンは戦債不拂國との金融取引停止法案を提出して四月六日（一九三四年）西院を通過しルーズベルト大統領の下に廻附された。大統領は同月十三日之に署名した。其の法案の骨子は

米國に対し債務を履行せざる外國政府とは公私一切の金融取引を禁止する

といふのである。

昔の人は、
 自然の力を
 借りて、
 物を造る。

今の人々は、
 自然の力を
 借りないで、
 物を造る。

昔の人は、
 自然の力を
 借りて、
 物を造る。

今の人々は、
 自然の力を
 借りないで、
 物を造る。

昔の人は、
 自然の力を
 借りて、
 物を造る。

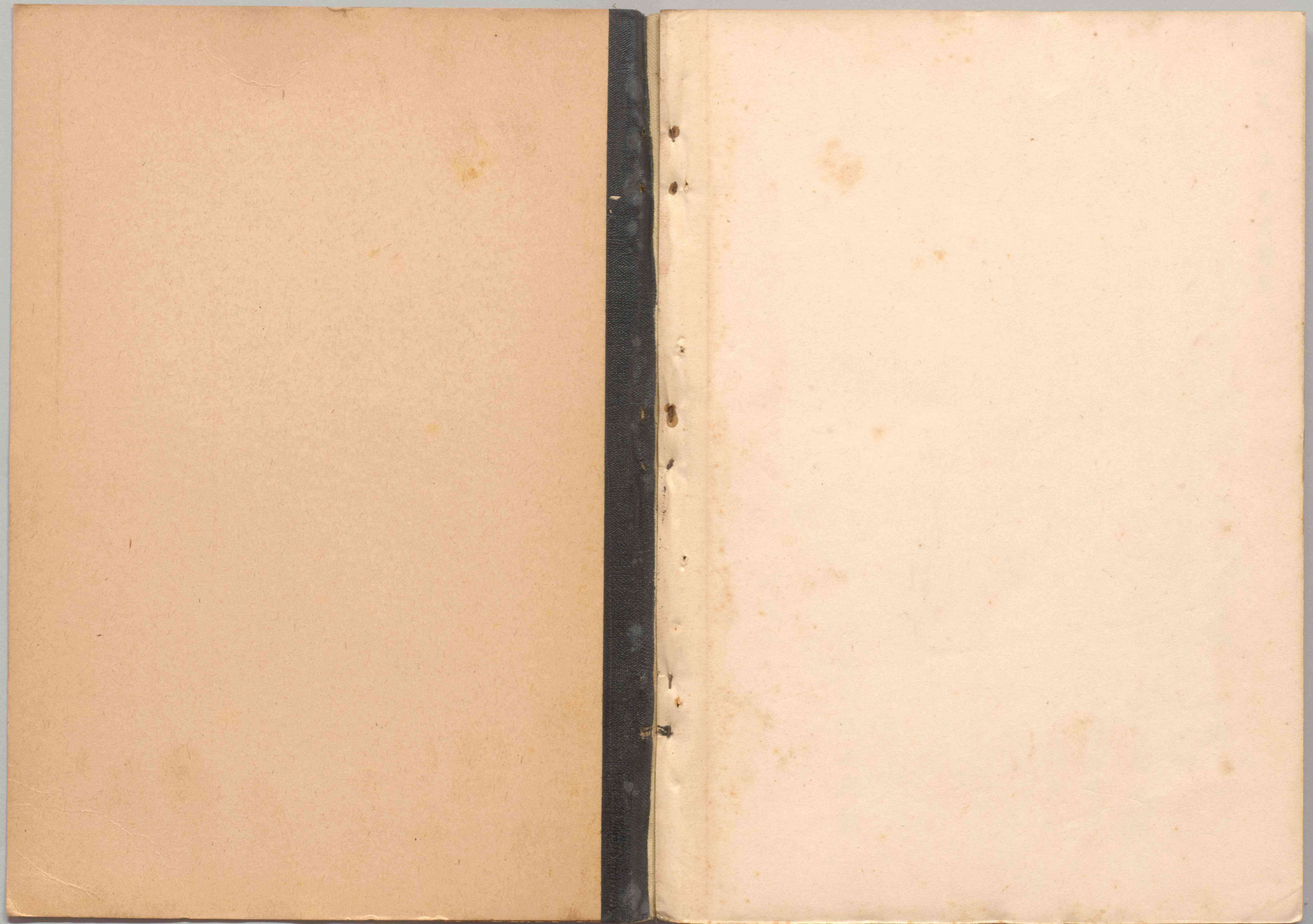
今の人々は、
 自然の力を
 借りないで、
 物を造る。

昔の人は、
 自然の力を
 借りて、
 物を造る。

今の人々は、
 自然の力を
 借りないで、
 物を造る。

昔の人は、
 自然の力を
 借りて、
 物を造る。

今の人々は、
 自然の力を
 借りないで、
 物を造る。



群馬県立図書館



0706658-2